

官報号外

平成十四年十一月二十七日

○ 第百五十五回 参議院会議録第九号

平成十四年十一月二十七日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第九号

平成十四年十一月二十七日

午前十時一分開議

第一 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 独立行政法人農畜産業振興機構法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 独立行政法人農業者年金基金法案(内閣提出、衆議院送付)

第四 独立行政法人農林漁業信用基金法案(内閣提出、衆議院送付)

第五 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 独立行政法人緑資源機構法案(内閣提出、衆議院送付)

第七 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 独立行政法人国民生活センター法案(内閣提出、衆議院送付)

第九 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○山崎力君登壇、拍手
除又は制限に関する規定は部分的に憲法違反であるとの去る九月十一日に最高裁判所判決があることにかんがみ、国の損害賠償責任の範囲の拡大等を行おうとするものあります。

委員会におきましては、新たに損害賠償の対象となる郵便物の種類及び損害賠償請求権者となる者の範囲等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔三浦一水君登壇、拍手〕

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

以上六案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長三浦一水君。

が、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、六案について一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙理事より反対である旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、六案はいずれも賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしました。投票総数
百九十九
賛成
一百三十三
反対
一百一
三十一
よって、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたしました。まず、独立行政法人農畜産業振興機構法案及び独立行政法人緑資源機構法案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
二百三十四
反対
八十九
一百四十五

よって、両案は可決されました。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 次に、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
一百三十四
反対
九十一
百四十三

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 次に、独立行政法人農業技術研究センター法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 次に、独立行政法人農畜産業振興機構法案外五件 独立行政法人国民生活センター法案

電子情報処理組織による税関手続の特す。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。——これにて投票を終了いたしました。

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたしました。投票総数
百九十九
賛成
一百三十三
反対
一百一
三十一
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票開始〕

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 日程第八 独立行政法人国民生活センター法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長小川敏夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小川敏夫君登壇、拍手〕

○小川敏夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国民生活センターを解散して独立行政法人国民生活センターを設立することとして、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、直接相談、商品比較テスト廃止の是非、国民生活センターと消費生活セ

ンター等との連携強化の必要性、消費者教育の重

要性、評価委員選任の在り方、国民生活センターへの天下り問題等について質疑が行われました

が、その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩佐委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたしました。投票総数
百九十九
賛成
一百三十三
反対
一百一
三十一
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票開始〕

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 日程第九 電子情報処理組

改正する法律案
日程第一〇 独立行政法人日本万国博覧会記念

機構法案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長柳田稔君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔柳田稔君登壇、拍手〕

○柳田稔君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両法律案は、特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、財務省所管の認可法人である通関情報処理センター及び日本万国博覧会記念協会を解散し、独立行政法人通関情報処理セン

官 報 (号 外)

議院運営委員	小川 勝也君	羽田雄一郎君	高橋紀世子君
辞任	沢 たまき君	森本 晃司君	補欠
山本 香苗君	加藤 修一君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
沖縄及び北方問題に関する特別委員	補欠	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
辞任	岡崎トミ子君	信田 邦雄君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員	補欠	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
辞任	樺葉賀津也君	佐藤 道夫君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員会に付託	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。		
預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六一號)	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。		
金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案(閣法第六二號)	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。		
財政金融委員会に付託	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。		
農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六三號)	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。		
農林水産委員会に付託	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。		
同日次の議案を衆議院に送付した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。		
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会衆議院提出本院継続審査)	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。		
同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。		
議院運営委員	岩本 司君	福本 潤一君	山下 栄一君
参議院議員中村敦夫君提出黒部川水系の治水に関する法律案(第百五十四回国会提出本院継続審査)	参議院議員中村敦夫君提出島々谷の砂防に関する法律案(第百五十四回国会提出本院継続審査)	参議院議員中村敦夫君提出黒部川水系の治水に関する法律案(第百五十四回国会提出本院継続審査)	参議院議員中村敦夫君提出島々谷の砂防に関する質問(第五号)(同 平成十五年二月十七日)
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(第百五十四回国会提出本院継続審査)	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(第百五十四回国会提出本院継続審査)	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(第百五十四回国会提出本院継続審査)	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(第百五十四回国会提出本院継続審査)
砂防に関する質問(第四号)(答弁することがで	砂防に関する質問(第四号)(答弁することがで	砂防に関する質問(第四号)(答弁することがで	砂防に関する質問(第四号)(答弁することがで
きる期限 平成十五年二月十七日)	きる期限 平成十五年二月十七日)	きる期限 平成十五年二月十七日)	きる期限 平成十五年二月十七日)
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
政治資金規正法の一部を改正する法律案(池田幹幸君外二名発議)	政治資金規正法の一部を改正する法律案(池田幹幸君外二名発議)	政治資金規正法の一部を改正する法律案(池田幹幸君外二名発議)	政治資金規正法の一部を改正する法律案(池田幹幸君外二名発議)
政党助成法を廃止する法律案(池田幹幸君外二名発議)	政党助成法を廃止する法律案(池田幹幸君外二名発議)	政党助成法を廃止する法律案(池田幹幸君外二名発議)	政党助成法を廃止する法律案(池田幹幸君外二名発議)
母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案(池田幹幸君外二名発議)	母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案(池田幹幸君外二名発議)	母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案(池田幹幸君外二名発議)	母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案(池田幹幸君外二名発議)
学校教育法の一部を改正する法律案(池田幹幸君外二名発議)	学校教育法の一部を改正する法律案(池田幹幸君外二名発議)	学校教育法の一部を改正する法律案(池田幹幸君外二名発議)	学校教育法の一部を改正する法律案(池田幹幸君外二名発議)
永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案(池田幹幸君外六名発議)	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案(池田幹幸君外六名発議)	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案(池田幹幸君外六名発議)	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案(池田幹幸君外六名発議)
有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案(同上)	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案(同上)	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案(同上)	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案(同上)
総務委員	総務委員	総務委員	総務委員
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案(同上)	母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案(同上)	母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案(同上)	母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案(同上)
学校教育法の一部を改正する法律案(同上)	学校教育法の一部を改正する法律案(同上)	学校教育法の一部を改正する法律案(同上)	学校教育法の一部を改正する法律案(同上)
外交防衛委員	外交防衛委員	外交防衛委員	外交防衛委員
厚生労働委員	厚生労働委員	厚生労働委員	厚生労働委員
朝日 俊弘君	朝日 俊弘君	朝日 俊弘君	朝日 俊弘君
外交部	外交部	外交部	外交部
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案(同上)	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案(同上)	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案(同上)	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案(同上)
大歎位憲(親王殿下)にはにわかに	大歎位憲(親王殿下)にはにわかに	大歎位憲(親王殿下)にはにわかに	大歎位憲(親王殿下)にはにわかに
薨去あらせられました まことに	薨去あらせられました まことに	薨去あらせられました まことに	薨去あらせられました まことに
哀悼に堪えません	哀悼に堪えません	哀悼に堪えません	哀悼に堪えません
参議院はここに恭しく	参議院はここに恭しく	参議院はここに恭しく	参議院はここに恭しく
弔意を表し奉ります	弔意を表し奉ります	弔意を表し奉ります	弔意を表し奉ります
内閣委員	内閣委員	内閣委員	内閣委員
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
上野 公成君	上野 公成君	上野 公成君	上野 公成君
小泉 顯雄君	小泉 顯雄君	小泉 顯雄君	小泉 顯雄君
補欠	補欠	補欠	補欠

官 報 (号 外)

条並びに第三十三条规定中「国」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の事業年度」と読み替えるものとする。

第四章 雜則

第十八条 農林水産大臣は、次の場合には、財務

一 第十一条第一項第一号ハ、第一号若しくは第四号又は第二項の農林水産省令を定めようとするとき。

二 第十二条第一項の承認をしようとするとき。

三 第十三条第一項又は第十五条第一項の認可をしようとするとき。

(三) 田等

第十九条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

第二十条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第一百七号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

号に規定する職員には該当しないものとする。

第五章 罰則

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合
ニ至、その基点に於て二つ以上の事実が生じた時は、二

二 第十一条に規定する業務以外の業務を行つた
一 この法律の規定により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
万円以下の過料に処する。

(超えるときは、当該出資額に相当する金額)
一 旧事業団法第五条第五号から第七号までに掲げる者 その者が有するこの法律の施行の前日における事業団の旧事業団法第三十一条第一項第四号の業務に係る勘定に係る貸借対照表上の純資産額に対する持分に相当する金額(その金額が当該持分に係る出資額を超過するときは、当該出資額に相当する金額)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第九条から第十八条まで及び第二十条から第二十五条までの規定は、同年十月一日から施行する。

第三条 事業団は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2 機構の成立の際現に事業団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲を

産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)。以下「旧事業団法」という。第八条第一項の規定にかかわらず、事業団の解散の日の前日まで

その日に終わるものとする。

の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額により持分の払戻しをするものとする。こ

算書については、なお従前の例による。

資額により資本金を減少するものとする。

義務を承継したときは、その承継の際、現に事

掲げる者　その者が有するこの法律の施行の日における事業団の旧事業団法第三十

一条第一項第二号の業務に係る勘定に係る貯
借対照表上の純資産額に対する持分に相当す
る金額(その金額が当該持分に係る出資額を

卷之三

第八条 機構は、旧事業団法第二十八条第一項第三号の規定によりされた出資に係る株式又は持分の処分が終了するまでの間、第十条、附則第五条、附則第六条第一項及び前条第一項に規定する業務のほか、当該株式又は持分の管理及び処分を行う。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第八条第一項に規定する業務」と、第十二条第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第八条第一項」とする。

(農畜産業振興事業団法の廃止)

第九条 農畜産業振興事業団法は、廃止する。

(農畜産業振興事業団法の廃止に伴う経過措置)

第十条 事業団の役員若しくは職員又は運営審議会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(野菜生産出荷安定法の一部改正)

第十二条 野菜生産出荷安定法の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 需要及び供給の見通し(第二条)

第三章 野菜指定産地の指定及び生産出荷近

代化計画(第四条・第九条)

第四章 指定野菜についての生産者補給金の交付等(第十条・第十四条)

第五章 雑則(第十五条 第十七条)

第六章 罰則(第十八条)

附則

第一条中「その安定的な供給を図るための売渡し等の業務を行う野菜供給安定基金の制度を確立する」を「等の措置を定める」に改めるとする。

「第四章 野菜供給安定基金」を「第四章 指定野菜についての生産者補給金の交付等」に改める。

第四章第一節の節名を削り、第十条を次のように改める。

「生産者補給交付金等の交付」

第十条 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、指定野菜の価格の著しい低落があった場合には、その低落が対象野菜

(野菜指定産地の区域内で生産される当該指

定野菜をいう。以下同じ。)の出荷に際し、機構

が行う登録を受けた出荷団体(以下「登録出荷

団体」という。)との間に農林水産省令で定め

る委託関係のある対象野菜の生産者(以下こ

の項において「委託生産者」という。)及び機構

が行う登録を受けた対象野菜の生産者(以下

「登録生産者」という。)の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録出荷団体に對しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し

生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、対象野菜の生産及び出荷の安定を図ることを旨として、定めるものとする。

第十一條から第十四条の二まで、第四章第二節の節名及び第十五条规定を削る。

第十六条第一項及び第二項中「前条第一項第一号」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「基本金は、前条第一項第一号」を「機構は、前条第一項に、「同号」を「同項」に改め、同条第四項を削り、同条を第十二条とし、同条の次に次の三

条を加える。

第十七条から第二十四条まで及び第四章第三節から第七節までを削る。

第五章中第五十九条を第十五条とし、第六十条を第十六条とし、第六十一条を第十七条とする。

第六十二条及び第六十三条を削る。

第六十四条中「次の各号のいづれかに該当する者」を「第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者」に改め、同条各号を削り、第六章中同条を第十八条とする。

(畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正)

第六十四条中「畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正」を「畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正」に改め、同条各号を削り、第六章中同条を第十八条とする。

(畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正)

第六十二条中「畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正」を「畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正」に改め、同条各号を削り、第六章中同条を第十八条とする。

(畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正)

第六十二条中「畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正」を「畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正」に改め、同条各号を削り、第六章中同条を第十八条とする。

(業務の条件)

第十三条 機構は、第十条及び前条の規定により行う業務については、指定野菜の種別又は出荷される地域を限定して、その業務を行つてはならない。

(法人に対する補助)

第十四条 機構は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立され

た法人が行う対象野菜以外の野菜(指定野菜

以外の野菜については、指定野菜に準ずるものとして農林水産省令で定めるものに限る。)の安定的な供給を図るための業務で第十条又は第十二条の規定により行う業務に準ずるもの(農林水産省令で定める要件に適合するものに限る。)についてその経費を補助するものとする。

のとして農林水産省令で定めるものに限る。)の経費を補助するものとする。

「事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)」に改める。

第七条第一項から第四項までの規定中「事業団」を「機構」に改め、同条第五項中「事業団」を「機構」に、「行なう」を「行う」に改める。

第八条中「事業団」を「機構」に改め、「農林水産大臣の承認を受けて」を削る。

第九条中「事業団」を「機構」に改め、同条ただし書中、「農林水産大臣の承認を受けて」を削る。

第十条中「事業団」を「機構」に改め、「農林水産大臣の承認を受けて」を削り、同条第一号及び第二号中「こえる」を「超える」に改める。

第十二条及び第十三条中「事業団」を「機構」に改める。

第三章を削る。

第十四条中「次の場合に」を「第六条第五項又は第十条各号の農林水産省令を定めようとするとき」に改め、同条各号を削り、第四章中同条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

第四章を第二章とする。

第五章中第十六条を第十五条とする。

第十七条を削る。

第五章を第四章とする。

(砂糖の価格調整に関する法律の一部改正)

第十三条 砂糖の価格調整に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「事業団」を「機構」に改め、「農林水産大臣の承認を受けて」を削り、同条第一項中「事業団」を「機構」に改め、「農林水産大臣の承認を受けて」を削り、同条第二項本文中「事業団」を「機構」に改め、同項ただし書中「として事業団が農林水産大臣の承認を受けたとき」を削る。

第四条第一項中「事業団」を「機構」に改め、「農林水産大臣の承認を受けて」を削り、同条第一項中「事業団」を「機構」に改め、「農林水産大臣の承認を受けて」を削り、同条第三項本文中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」に改める。

第二条第二項中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産物の価格安定に関する法律」に改める。

第五条の見出し中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」に改める。

第三条の見出し中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」に改め、「事業団」を「機構」という。」を「独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)」に改め、同条第一項から第四項までの規定中「事業団」を「機構」に改め、「農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十ニ号)」以下「事業団法」という。」を「独立行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第二十八条第一項から第三項まで)」を「独立行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第五十ニ号)」に改める。

第五条及び第六条第一項中「事業団」を「機構」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第六条第五項又は第十条各号」とあるのは、「第六条第五項」とする。

第二十条の二の見出しを「(機構法の適用)」に

第七条、第八条、第九条第一項及び第三項、

第十条、第十二条の見出し及び同条第一項、

第二項及び第六項から第九項まで、第十三条、

第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、

第二项第一号、第二十二条第一項、第二十三条第

四号の規定により事業団の委託を受けた者」を

「機構」、「機構の委託を受けて生糸の輸入を行う者」に改め、同条第二項からの規定

中「事業団」を「機構」に改める。

第十六条、第十七条、第十九条、第二十二条第

一項及び第二項並びに第二十四条第一項中「事

業団」を「機構」に改める。

(生糸の輸入に係る調整等に関する法律の一部

改正)

第十四条 生糸の輸入に係る調整等に関する法律

の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「事業団」を「機構」に改め、

同条中「農畜産業振興事業団(以下「事業団」とい

う。)」を「独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)」に改める。

第十八条中「この法律」を「第一条」に、「事業

団」を「機構」に改める。

(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部

改正)

第八条 第九条 第十条第一項及び第二項並びに第十二条第一項第一号中「事業団」を「機構」に改め、「機械」、「機械の委託を受けて生糸の輸入を行う者」を「機械」、「機械の委託を受けた輸入業者」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「事業団」を「機構」に改める。

第十八条中「この法律」を「第一条」に、「事業団」を「機構」に改める。

第十二条第一項第一号中「事業団」を「機械」に改め、「機械」、「機械の委託を受けた輸入業者」を「機械」、「機械の委託を受けた輸入業者」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「事業団」を「機械」に改める。

第十四条の二から第十五条までの規定中「事業団」を「機械」に改める。

第十五条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を次のように改正する。

目次及び第一条中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」に改める。

第二条第二項中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産物の価格安定に関する法律」に改める。

第十六条中「事業団」を「機械」に改め、「農林水産大臣の承認を受けて」を削り、同条第一号及び第二号中「こえる」を「超える」に改める。

第十七条中「事業団」を「機械」に改め、「農林水産大臣の承認を受けて」を削り、同条第一号及び第二号中「こえる」を「超える」に改める。

第十八条中「事業団」を「機械」に改め、「農林水産大臣の承認を受けて」を削り、同条第一号及び第二号中「こえる」を「超える」に改める。

第十九条中「事業団」を「機械」に改め、「農林水産大臣の承認を受けて」を削り、同条第一号及び第二号中「こえる」を「超える」に改める。

第二十条第二項中「第十五条第一項」を「法第十四条第一項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行なう場合には、法第十三条中「第六条第五項又は第十条各号」とあるのは、「第六条第五項」とする。

第二十条の二の見出しを「(機構法の適用)」に

(被保険者期間の計算)

第十五条 農業者年金の被保険者期間(以下単に「被保険者期間」という。)を計算する場合には、月によるものとし、農業者年金の被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

2 農業者年金の被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として被保険者期間に算入する。ただし、その月に更に農業者年金の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

3 農業者年金の被保険者の資格を喪失した後、更にその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

(届出)

第十六条 農業者年金の被保険者は、農林水産省令で定めるところにより、その資格の取得及び喪失に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を基金に届け出なければならない。

(国民年金法第八十七条の二の特例)
第十七条 農業者年金の被保険者のうち国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付することができる者は、すべて、農業者年金の被保険者となつた時に、同項の規定による保険料を納付する者となる。

2 前項の規定により国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となつた者については、同条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

第二款 給付

第一目 通則

(給付の種類)

第十八条 農業者年金事業の給付(以下単に「給付」という。)は、次のとおりとする。

- 一 農業者老齢年金
- 二 特例付加年金
- 三 死亡一時金

(年金給付及び死亡一時金の額の基準)

第十九条 年金である給付(以下「年金給付」という。)及び死亡一時金の額は、被保険者期間の各月の保険料及び第四十八条の規定による国庫補助の額並びにこれらの運用収入の額の総額に照らし、農林水産省令で定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるようく計算されるものでなければならない。

(裁定)
第二十条 給付を受ける権利(以下「受給権」という。)は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、基金が裁定する。
2 年金給付に係る受給権者は、その受給権を有することとなつたときは、遅滞なく、基金に対し、前項の請求をしなければならない。

(年金の支給期間)

第二十一条 年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。
2 年金給付は、その事由が消滅した日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

(未支給給付)

第二十二条 年金給付に係る受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死の当時の者と生計を同じくしていったものは、自己的の名で、その未支給の年金給付の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかつたときは、

同項に規定する者は、自らの名で、その給付を請求することができる。

3 未支給の年金給付を受けるべき順位は、第一項に規定する順序による。

4 未支給の年金給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第一項に規定する順序による。

人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対しても支給は、全員に対してしたものとみなす。

(公課の禁止)

第二十七条 租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、年金給付については、この限りでない。

第一目 農業者老齢年金

(支給要件)

第二十九条 農業者老齢年金の額は、納付された保険料及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率及び予定死亡率を勘案して政令で定めるところにより算定した額とする。

(失権)

第三十条 農業者老齢年金に係る受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

(支給要件)

第三十一 条 特例付加年金は、特例保険料納付済期間に納付された保険料のうち第四十五条第一項又は第二項の規定によりその額が決定され、又は変更されたもの(第四十八条第一項において「特例保険料」という。)に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。)を有する者が次各号のいずれかに該当するときに、その者に支給する。ただし、その者が第四十五条第二項各号のいずれかに該当することについて同項の規定による申出をした者であつて、それぞれ当該各号に定める日において同条第一項第一号に掲げる者に該当しなかつたもの(同項の規定による申出をしなかつた者に限る)であるときは、この限りでない。

一 六十歳に達した日の前日における保険料納

第二十三条 特例付加年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として特例付加年金の支払が行われたときは、その支払われた特例付加年金は、その後に支払うべき年金給付の内払とみなすことができる。

第二十四条 年金給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以降の分として当該年金給付の過誤払が行われた場合において、当該年金給付の過誤払による返還金に係る債権(以下この条において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき給付があるときは、農林水産省令で定めるところにより、当該給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

(不正利得の徴収)

第二十五条 偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、基金は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(受給権の保護)

第二十六条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金給付に係る受給権については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえられる場合は、この限りでない。

付済期間等(保険料納付済期間と第四十五条第三項第三号から第七号までに掲げる期間とを合算した期間をいう。以下同じ。)が二十年以上である者であつて農業を営む者でなくなつたもの(所有権に基づいてその農業に供していた農地(農地法昭和二十七年法律第二百一十九号)第一条第一項に規定する農地をいう。以下同じ。)のすべてについて所有権を移転した者その他の政令で定める者に限る。)が、六十五歳に達したとき。

二、六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等が二十年以上である者が、六十五歳に達した後、農業を営む者でなくなつたとき(所有権に基づいてその農業に供していた農地のすべてについて所有権を移転した場合その他の政令で定める場合に限る。)。

三、六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等が二十年に満たない者が、国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなり、その農業者年金の被保険者でなくなった日から六十歳に達する日の前日までの間引き続き同号に該当している者であり、かつ、六十歳に達する日の前日において同号に該当しなくなつたとすれば、第四十五条第三項第三号から第六号までに掲げる期間のいずれかの期間を有することとなる場合は、当該いずれかの期間は、前項の特例付加年金の支給要件である同項第一号又は第二号の保険料納付済期間等に算入する。

(年金額)

第三十二条 特例付加年金の額は、第四十八条の規定による国庫補助の額のうちその者に係るもの及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率及び予定死亡率を勘案して政令で定めることにより算定した額とする。(準用規定)

第三十三条 第三十条の規定は、特例付加年金について準用する。

(支給停止)

第三十四条 特例付加年金は、受給権者が農業を営む者となつたとき、その他の政令で定める事由に該当するに至つたときは、その該当している期間、その支給を停止する。

第四目 死亡一時金

(支給要件)

第三十五条 死亡一時金は、農業者年金の被保険者又は被保険者であった者であつた者の死亡前に、下の政令で定める年齢に満たないものが死亡した場合において、その者に遺族があるときに、その遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位等)

第三十六条 死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の當時その者と生計を同じくしていたものとする。

2 第二十二条第三項の規定は死亡一時金を受けるべき者の順位について、同条第四項の規定は死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が二人以上ある場合について、それぞれ準用する。

(失鰲宣告の場合の取扱い)

第三十七条 失鰲の宣告を受けたことにより死亡したとみなされた者に係る前条の規定の適用については、同条第一項中「死亡の当時」とあるのは、「行方不明となった当時」とする。ただし、受給権者の身分関係に係る同条の規定の適用については、この限りでない。

第三十八条 死亡一時金の額は、死亡した者に死亡した日の属する月の翌月から第三十五条の政令で定める年齢に達する日の属する月まで農業者老齢年金を支給することすればその者に支給されることとなる農業者老齢年金の総額を基礎として、予定利率を勘案して政令で定めるところにより算定した額とする。

第三十九条 死亡一時金は、農業者年金の被保険者により基金に申し出て、農業者年金の被保険者が決定し、又は変更する。

第四十条 年金給付は、受給権者が、正当な理由がなくて、第六十一条第二項の規定による基金の求めに応じなかつたとき、又は同項の規定による基金の職員の質問に応じなかつたときは、その支給を停止することができる。

第四十一条 受給権者が、正当な理由がなくて、第六十一条第二項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、基金は、年金給付の支払を一時差し止めることができる。

第三款 年金給付等準備金

(年金給付等準備金の積立て)

第四十二条 基金は、政令で定めるところにより、年金給付及び死亡一時金に充てるべき準備金(次条において「年金給付等準備金」という。)を積み立てなければならない。

(年金給付等準備金の運用)

第四十三条 基金の年金給付等準備金の運用は、法律第六十五回第十二条第一項に規定する認定農業者であつて農業を営むものであること。

イ 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五回第十二条第一項に規定する認定農業者であつて農業を営むものであることを)
ロ 農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置として政令で定めるものを講じていいこと。

二 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第二条第二項に規定する認定就農者であつて農業を営むもののうち、前号ロに掲げる要件に該当する者(同法第四条第一項の規定による就農計画の認定を受けた日から起算して五年を経過した者又は同号に掲げる者に該当する者を除く。)

三 前二号に掲げる者の配偶者であつて農業を営むもののうち、その農業に常時従事する政令で定める者(前二号に掲げる者に該当する者を除く。)

四 第一号又は第一号に掲げる者の直系卑属であつて農業を営むもののうち、その農業に常

者は又被保険者であつた者を故意に死亡させた者の遺族には、支給しない。農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者の死亡前に、その者の死亡によって死亡一時金に係る受給権者となるべき者を故意に死亡させた者で、当該の遺族であるものについても、同様とする。

第四十五条 農業者年金の被保険者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間(当該各号に掲げる者に該当しなくなった日の属する月の前月までの期間に限る。)について、前条第四項の規定にかかるらず、納付下限額を下回る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。

第一次に掲げる要件のいずれにも該当する者

は、農業者老齢年金の水準を勘案して、政令で定める額(以下「納付下限額」という。)以上の額とし、政令で定める額(次条第六項において「納付上限額」という。)を超えない額とする。

(督促及び滞納処分)
ほか、国税徴収の例によつて徴収する。

第五十五条 保険料その他この節の規定による徴収金を滞納する者があるときは、基金は、期限を指定して、これを督促することができます。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、基金は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

4 基金は、第一項の規定による督促を受けた者が督促状に指定した期限までに保険料その他この節の規定による徴収金を完納しないときは、滞納者の居住地又はその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。

5 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、基金は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

6 市町村が、第四項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを結了しないときは、基金は、農林水産大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができる。

(延滞金)

第五十六条 前条第一項の規定によつて督促をしたときは、基金は、徴収金額につき年十四・六ペーセントの割合で、納付期限の翌日から徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が五百円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、徴収金額の一部につき

納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあつた徴収金額を控除した金額による。

3 延滞金を計算するに当たり、徴収金額に五百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が五十円未満であるときは、延滞金は、徴収金額に五十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金の金額に五十円未満の端数があるときは、その端数は、(先取特権)

第五十七条 保険料その他この節の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(時効)

第五十八条 保険料その他この節の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 保険料その他この節の規定による徴収金についての第五十五条第一項の規定による督促は、民法(明治十九年法律第八十九号)第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(戸籍事項の無料証明)

第五十九条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、指定都市にあっては、区長とする。)は、基金、農業者年金の被保険者に對して、当該市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であつた者又は受給権者との戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(届出等)

第六十条 農業者年金の被保険者は、農林水産省令で定めるところにより、第十六条规定する事項を除くほか、農林水産省令で定める事項を

2 受給権者は、農林水産省令で定めるところにより、基金に対し、農林水産省令で定める事項を届け出、かつ、農林水産省令で定める書類を他の物件を提出しなければならない。

3 農業者年金の被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十一年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を基金に届け出なければならぬ。

4 基金は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中

期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第九条に規定する業務の財源に充てることができたときは、その変更後のものの定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第九条に規定する業務の財源に充てることができる。

5 農業者年金の被保険者又は受給権者に関する調査)

第六十一条 基金は、必要があると認めるときは、農業者年金の被保険者に對し、農業者年金の被保険者の資格若しくは保険料に係る事項に

2 係る事項に關する書類その他の物件を提出すべきことを求め、又はその職員に、これららの事項に關する書類その他の物件を提出すべきことを求め、又はその職員に、これららの事項に關する書類その他の物件を提出すべきことを求め、又はその職員に、これららの事項に關し受給権者に質問せざることができる。

3 基金は、必要があると認めるときは、受給権者に対し、受給権の消滅若しくは支給の停止に

2 基金は、必要があると認めるときは、受給権者に対し、受給権の消滅若しくは支給の停止に

3 基金は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三项に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

(第五章 雜則)

(報告及び検査)

第六十二条 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第十条第一項の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その委託を受けた業務に關し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを

(積立金の処分)

第六十三条 基金は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中

期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第九条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 受給権者は、農林水産省令で定めるところにより、基金に対し、農林水産省令で定める事項を届け出、かつ、農林水産省令で定める書類を他の物件を提出しなければならない。

3 農業者年金の被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十一年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を基金に届け出なければならぬ。

4 基金は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中

期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第九条に規定する業務の財源に充てることができる。

5 農業者年金の被保険者又は受給権者に関する調査)

第六十四条 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第十条第一項の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その委託を受けた業務に關し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを

提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならぬ

(都道府県が処理する事務)

第六十五条 前条に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところに

より、都道府県知事が行うこととすることができる。

(主務大臣等)

第六十六条 基金に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産

大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

律第百十七号)の規定は、基金の役員及び職員には、適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第六十八条 基金の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の

規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。

号に規定する職員には該当しないものとする
この場合において必要な事項は、政令で定め

(他の法令の準用) る。

**第六十九条 不動産登記法(明治三十二年法律第
二二四号)の施行令(昭和二年三月二十一日、大**

二十四号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、基金を国に行

政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告を

せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した

場合には、その違反行為をした受託者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合

には、その違反行為をした基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。	二 第九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
第七十二条 第十六条又は第六十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。	
(施行期日)	附 則
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第二十一条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十六条の規定は、同年十月一日から施行する。	
(農業者老齢年金の支給の繰上げ)	
第二条 保険料納付済期間を有する者であつて、六十歳以上六十五歳未満であるものは、当分の間に、六十五歳に達する前に、基金に農業者老齢年金の支給繰上げの請求をすることができる。	
(特例附加年金の支給の繰上げ)	
第三条 特例保険料納付済期間を有する者であつて次の各号のいずれにも該当するもののうち、六十歳以上六十五歳未満である者は、当分の間に、六十五歳に達する前に、基金に特例附加年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が第三十一条第一項ただし書に該当するときは、この限りでない。	
一 六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等が二十年以上であること。	
二 農業を営む者でないもの(所有権に基づいてその農業に供していいた農地のすべてについて所有権を移転した者その他の政令で定める者に限る)であること。	
前項の請求は、前条第一項の請求をしていない者にあつては、同項の請求と同時に行わなければならぬ。	
4 第二十一条第二項の規定は、第一項の請求をした者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第三条第一項」と、「同項第一号又は第二号」とあるのは「同項第一号」と読み替えるものとする。	3 第一項の請求があつたときは、第三十一条第一項の規定にかかわらず、その請求があつた日から、その者に特例附加年金を支給する。
(農業者年金基金の解散等)	
第四条 農業者年金基金は、基金の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において基金が承継する。	
2 農業者年金基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。	4 第二十一項の規定は、第一項の請求をした者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第三条第一項」と、「同項第一号又は第二号」とあるのは「同項第一号」と読み替えるものとする。
3 農業者年金基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。	3 第一項の請求があつたときは、第三十一条第一項の規定にかかわらず、その請求があつた日から、その者に特例附加年金を支給する。
4 第一項の規定により基金が農業者年金基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際に現に次の各号に掲げる勘定に属する資産の価額が負債の金額を超えるときは、その差額に相当する額については当該各号に定める勘定に属する積立金として、次の各号に掲げる勘定に属する資産の価額が負債の金額を下回るときは、その差額に相当する額については当該各号に定める勘定に属する勘定に属する繰越欠損金として、それぞれ整理するものとする。	4 第二十一項の規定は、第一項の請求をした者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第三条第一項」と、「同項第一号又は第二号」とあるのは「同項第一号」と読み替えるものとする。
5 前項の資産の価額は、基金成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。	5 前項の資産の価額は、基金成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
6 前項の評価委員その他評価に関必要な事項は、政令で定める。	6 前項の評価委員その他評価に関必要な事項は、政令で定める。
7 第二項の規定により農業者年金基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。	7 第二項の規定により農業者年金基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(権利及び義務の承継に伴う経過措置)	
第五条 前条第一項の規定により基金が承継する平成十三年農業者年金改正法附則第二十一条第一項の規定による農業者年金基金の借入金に係る債務について同条第三項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。	三 平成十三年農業者年金改正法附則第二十二条の規定により同条第二号に掲げる経理について設けられた特別の勘定 附則第十八条の規定により同条第一号に掲げる経理について設けられた特別の勘定 附則第十八条の規定により同条第一号に掲げる経理について設けられた特別の勘定
一 附則第二十一条の規定による廃止前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)以下「旧農業者年金法」という。(第七十四条の規定により旧農業者年金法第十九条第一号に掲げる業務のうち特例附加年金に係るものに係る経理について設けられた特別の勘定 第六十二条の規定により第九条第一号に掲げる業務のうち特例附加年金に関するものに係る経理について設けられた特別の勘定 第六十二条の規定により第九条第一号に	(平成十三年法律第三十九号。以下「平成十三年農業者年金改正法」という。)附則第二十二条の規定により同条第一号に掲げる経理について設けられた特別の勘定 附則第十八条の規定により同条第一号に掲げる経理について設けられた特別の勘定 附則第十八条の規定により同条第一号に掲げる経理について設けられた特別の勘定
(業務の特例)	
二 前項に規定する借入金については、平成十三年農業者年金改正法附則第二十一条第四項の規定は、なおその効力を有する。	一 平成十三年農業者年金改正法による改正前の農業者年金基金法(以下「平成十三年改正前

農業者年金法」という。)及び農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)第三項において「平成二年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法による給付を支給すること。

一 農地等(農地法第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地であつて、平成十四年一月一日前に旧農業者年金法による被保険者であった者(平成十三年十一月三十一日において平成十三年改正前農業者年金法による年金給付に係る受給権を有していた者その他政令で定める者を除く。)が所有権又は使用収益権(地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下この号において同じ。)に基づいてその耕作又は養畜の事業に供しているものに限る。以下この号において同じ。)及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付け(使用収益権の移転を含む。)を行い、並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

前項の規定により基金が同項に規定する業務を行ふ場合には、第十条第一項中「及び農業者年金事業の給付に関する決定」とあるのは、「農業者年金事業の給付に関する決定、農地等(農地法(昭和二十七年法律第二百一十九号)第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下この項において同じ。)及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付け(地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の移転を含む。)に関する決定並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに関する決定」と、第六十三条第一項及び第七十一条第一号中「第九条」とあるのは「第九条及び附則第六条第一項」とする。

3 第一項の規定により基金が行う同項第一号に掲げる業務については、平成十三年農業者年金改正法附則の規定及び附則第二十二条の規定により廃止され、又は廃止されたものとされた法律の規定(これら規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「平成十三年農業者年金改正法等の規定」という。)は、なおその効力を有する。この場合において、平成十三年農業者年金改正法等の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

4 第一項の規定により基金が行う同項第二号に掲げる業務については、平成十三年農業者年金改正法附則第三条第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項の規定の適用に関する必要な技術的読替えその他同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の規定により基金が同項第一号に掲げる業務を行なう場合には、農地法第三条第一項ただし書中「及び第五条第一項本文に規定する場合」とあるのは、「第五条第一項本文に規定する場合」(以下「農地売買賃借業務」という。)の実施によりこれらの権利を取得する場合及び独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金附則第六条第一項第二号に掲げる業務(以下「農地売買賃借業務」という。)の実施によりこれらの権利を取得する場合)と、同条第二項第七号中「及び農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合及び独立行政法人農業者年金基金がその土地を農地売買賃借業務に貸し付けようとする場合」と、同法第七条第一項中「該当する小作地」とあるのは該当する小作地、独立行政法人農業者年金基金が農地売買賃借業務の実施により借り受けている小作地及び独立行政法人農業者年金基金が所有し、かつ、農地売買賃借業務の実施

(被保険者期間等の特例)
により売り渡すまでの間一時貸し付けている小作地とする。

えられた旧農業者年金法第五十六条第三項第二号から第六号までに掲げる期間及び同項第七号に掲げる期間)

二 平成十三年農業者年金改正法附則第五条第二項の規定により同項の表の下欄に掲げる期間に算入された期間

三 平成十三年農業者年金改正法附則第六条第一項の規定により同項の表の下欄に掲げる期間に算入された期間

(旧保険料納付済期間等を有する者についての特例)

第八条 平成十三年改正前農業者年金法第二十三条第二項第三号に規定する保険料納付済期間等(平成十三年十一月三十一日において他の法令の規定により当該保険料納付済期間等に算入するものとされた期間を含む。以下「旧保険料納付済期間等」という。)を有する者(昭和二十二年一月一日以前に生まれた者及び平成十三年農業者年金改正法附則第五条第二項の規定による申出をした者を除く。)について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、その者の申出により、当該規定に規定する同表の下欄に掲げる期間に、旧保険料納付済期間等を算入する。この場合において、同表の上欄に掲げる規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

次に掲げる期間を合算した期間

保険料納付済期間等

にあっては、平成十二年農業者年金改正法附則第五条第一項の規定により読み替えられた同号に規定する特定被用者年金期間)を加えた期間とする。

(国庫補助等)

第十四条 国庫は、第四十八条に規定する額を補助するほか、平成十六年度までの間、毎年度、基金に対し、附則第十一条第一項の規定による申出をした者に支給する特例付加年金の給付に要する費用に充てるため、当該申出をした者

との当該年度の特例保険料納付済期間(同条第一項の規定により読み替えられた第三十一条第一項に規定する特例保険料納付済期間をいう。)における納付下限額と特例保険料(附則第十一条第一項の規定によりその額が決定され、又は変更された保険料をいう。)の額との差額の合計額に相当する額を補助する。

2 附則第十一条第一項の規定による申出をした者に対し特例付加年金の支給が行われる間、第十九条中「及び第四十八条」とあるのは「並びに第四十八条及び附則第十四条第一項」と、第十八条第二項中「特例保険料納付済期間」とあるのは「附則第十一條第四項の規定により読み替えられた第三十一条第一項に規定する特例保険料納付済期間」と、「この条及び附則第十四条第一項」と、「及びその運用収入の額」とあるのは「並びにその運用収入の額」とする。

(国庫補助に関する経過措置)

第十五条 当分の間、第四十八条第二項の規定の適用については、同項第二号中「除く。」とあるのは、「除く。」又は附則第二十一条の規定による廃止前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)第五十六条第二項各号のいずれかに該当することについて同項の規定による申出をした者であって、それぞれ当該各号に定める日において第四十五条第一項第一号に掲げる者に該当しなかったもの(前号に掲げる者に該

当する者を除く。)とする。

(国庫負担)

第十六条 国庫は、毎年度、附則第六条第一項第一号に規定する給付(以下「旧給付」という。)に同項に規定する額から次条第二項の規定による基金の長期借入金の額に相当する額を減額する

こととする。

(長期借入金等)

第十七条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による国庫負担の額が当面増加し、その後においては減少して推移することが見込まれることにかかるがみ、同項の規定による国庫負担の平準化を図るため必要があると認めるときは、基金に對し、旧給付に要する費用に充てるため、政令で定める条件に従つて長期借入金をすることを要請することができる。

(農林水産大臣)

二 附則第六条第一項第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に関する事項については、農林水産大臣

三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限

4 基金が第二項の規定による長期間借入金をする場合には、国庫は、前項の規定による額を負担するほか、同項の規定による基金の長期借入金に係る債務について保証することができる。

(附則第十一條第四項の規定による経過措置)

二 附則第六条第一項第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に関する事項については、農林水産大臣

三 旧給付の支給が行われる間、第十一条第一項第一号及び第六十四条第一項中「農林水産大臣」とあるのは、「農林水産大臣附則第六条第一項第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に関する事項については、厚生労働大臣及び農林水産大臣」とする。

(附則第十一條第四項の規定による経過措置)

二 附則第六条第一項第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)の規定による給付が行われる間、平成十三年農業者年金改正法附則第二十四条第二項の規定(同項の規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。

(独立行政法人評価委員会からの意見聴取等)

二 附則第六条第一項第一号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これららの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び厚生労働省の独立行政法人評価委員会」とする。

(独立行政法人評価委員会の一部を次のように改正する。)

二 附則第六条第一項第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理

一 附則第六条第一項第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理

二 附則第六条第一項第一号に規定する業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理

二 附則第六条第一項第一号に規定するもの(独立行政法人評価委員会からの意見聴取等)

の場合には、前条第一項第三号に規定する業務の関し、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならない。

二 附則第六条第一項第一号に規定するもの(独立行政法人評価委員会からの意見聴取等)

規定する林業信用保証業務に必要な資金に充るべきものとして示して出資しなければならない。ただし、当該林業信用保証業務に係る出資が総務大臣の定める基準に該当する場合は、協議を要しない。

5 農業信用基金協会、漁業信用基金協会及び農林中央金庫は、それぞれ、農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第八条、中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)第四条及び農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十五条の規定にかかるらず、信用基金に出資することができる。

6 政府並びに政府及び都道府県以外の者は、第一項の認可があつた場合において、信用基金に出资しようとするときは、第十五条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。
(持分の払戻し等の禁止)

第六条 信用基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 信用基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。
(持分の譲渡し等)
第七条 政府以外の出資者は、理事長の定めるところにより、その持分を譲り渡すことができる。
他の第三者に対抗することができない。

第二章 役員及び職員

(役員)
第八条 信用基金に、役員として、その長である

理事長及び監事一人を置く。

2 信用基金に、役員として、副理事長一人及び理事五人以内を置くことができる。

(副理事長及び理事の職務及び権限等)

第九条 副理事長は、理事長の定めるところにより、信用基金を代表し、理事長を補佐して信用基金の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長(副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長)を補佐して信用基金の業務を掌理する。

3 通則法第十九条第一項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていなければ監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)
第十一条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。
(役員及び職員の地位)

第十二条 信用基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とした後でなければ、これをもつて信用基金その他の第三者に対抗することができない。

第三章 業務等

(業務の範囲)
第十三条 信用基金は、第三条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

2 信用基金は、第三条第二項に掲げる目的を達成するため、農業災害補償法(昭和四十二年八月の規定により行う業務)(以下「農業災害補償関係

一 農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。
二 農業信用保証保険法第三章第一節の規定による融資保険を行うこと。

三 農業信用基金協会の農業信用保証保険法第三条第三項に規定する農業近代化資金等に係る保証債務及び同法第八条第二号に掲げる保証債務並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。

四 農業信用基金協会に対し農業信用保証保険法第八条第三号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。

五 次条の規定による債務の保証を行うこと。
六 中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。

七 中小漁業融資保証法第三章第二節の規定による融資保険を行うこと。

八 漁業信用基金協会の中小漁業融資保証法第二条第三項に規定する漁業近代化資金等に係る保証債務及び同法第四条第二号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。

九 漁業信用基金協会に対し中小漁業融資保証法第四条第三号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。

十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
十一 信用基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とした後でなければ、これをもつて信用基金その他の第三者に対抗することができない。

2 信用基金は、第三条第一項に掲げる目的を達成するため、農業災害補償法(昭和四十二年八月の規定により行う業務)(以下「農業災害補償関係

業務」という)及び漁業災害補償法(昭和四十六年三月の規定による業務)(以下「漁業災害補償関係業務」という。)を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、それぞれ農業災害補償法及び漁業災害補償法で定める。

第十三条 信用基金は、次に掲げる資金で政令で定めるものを、当該出資者である林業者等(第一号に掲げる資金については、その者が森林組合等である場合には、その直接の構成員となっている林業者等を含む。)が融資機関から借り入れること(当該政令で定める資金に充てるための手形の割引を受けることを含む。)により当該融資機関に対して負担する債務の保証を行うことができる。

一 出資者である林業者等(その者が森林組合等である場合には、その直接の構成員となつている林業者等を含む。)がその林業の経営のために必要とする資金で当該経営の改善に資すると認められるもの

二 出資者である森林組合等がその直接の構成員となつている林業者等に対する林業の經營に當たる必要な資金で当該経営の改善に資すると認められるもの(当該経営の改善に資するものと認められるもの)

三 出資者である森林組合等がその直接又は間接の構成員となつている林業者等にその林業の經營に必要な資材を供給するため必要とする資金

2 前項の「林業者等」とは、次に掲げる者をいう。
一 林業を営む者(会社にあっては、資本の額又は出資の総額が千万円以下のもの及び常時

使用する従業者の数が三百人以下のもの、個人にあっては、常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。)

二 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会並びに林業を営む者が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合、農業協同

組合及び農業協同組合連合会

三 前二号に掲げる者のか、これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人で政令で定めるもの

四 第一項の「森林組合等」とは、前項第一号に掲げる者をいう。

四 第一項の「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 農林中央金庫

二 商工組合中央金庫

三 森林組合法(昭和五十三年法律第二十八号)第九条第一項第一号に掲げる事業を行う森林組合で政令で定めるもの

四 森林組合法第一百一条第一項第三号に掲げる事業を行う森林組合連合会

五 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第一百八十一号)第九条の二第一項第二号に掲げる事業を行う事業協同組合で政令で定めるもの

六 中小企業等協同組合法第九条の九第一項第七号に掲げる事業を行う協同組合連合会

七 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの(業務の委託)

第十四条 信用基金は、業務方法書で定めることにより、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる業務(保

險契約の締結を除く。並びにこれらに附帯する業務の一部を前条第四項第一号、第一号又は第七号に掲げる者に委託することができる。

二 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、第十二条第一項第五号に掲げる業務(債務の保証の決定を除く。)及びこれに附帯する業務の一部を融資機関(前条第一項の融資機関をいう。)又は債権回収会社(債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十八号)第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。)次項において同じ。)に委託することができる。

三 前二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。

四 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならない。

五 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

六 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

七 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

八 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

九 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

十 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

十一 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

十二 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

十三 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

十四 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

十五 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

十六 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

十七 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

十八 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

十九 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

二十 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

二十一 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

二十二 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

二十三 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

二十四 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

二十五 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

二十六 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

二十七 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

二十八 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

二十九 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

三十 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

三十一 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

三十二 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

三十三 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

三十四 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

三十五 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

三十六 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

三十七 第二項に規定する者(債権回収会社を除く。)は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条各号に掲げる業務の財源に充てることができるものと定めることとする。

三十八 条款 第十九条 信用基金は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

三十九条 第二十条 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならない。

四十一条 第二十二条 第二十三条 第二十四条 第二十五条 第二十六条 第二十七条 第二十八条 第二十九条 第三十条 第三十一条 第三十二条 第三十三条 第三十四条 第三十五条 第三十六条 第三十七条 第三十八条 第三十九条 第四十条 第四十一条 第四十二条 第四十三条 第四十四条 第四十五条 第四十六条 第四十七条 第四十八条 第四十九条 第五十条 第五十一条 第五十十二条 第五十十三条 第五十十四条 第五十十五条 第五十十六条 第五十十七条 第五十十八条 第五十十九条 第六十条 第六十一条 第六十十二条 第六十十三条 第六十十四条 第六十十五条 第六十十六条 第六十十七条 第六十十八条 第六十十九条 第七十条 第七十一条 第七十十二条 第七十十三条 第七十十四条 第七十十五条 第七十十六条 第七十十七条 第七十十八条 第七十十九条 第八十条 第八十一条 第八十十二条 第八十十三条 第八十十四条 第八十十五条 第八十十六条 第八十十七条 第八十十八条 第八十十九条 第九十条 第九十一条 第九十十二条 第九十十三条 第九十十四条 第九十十五条 第九十十六条 第九十十七条 第九十十八条 第九十十九条 第一百条 第一百零一条 第一百零二条 第一百零三条 第一百零四条 第一百零五条 第一百零六条 第一百零七条 第一百零八条 第一百零九条 第一百一十条 第一百一十一条 第一百一十二条 第一百一十三条 第一百一十四条 第一百一十五条 第一百一十六条 第一百一十七条 第一百一十八条 第一百一十九条 第一百二十条 第一百二十一条 第一百二十二条 第一百二十三条 第一百二十四条 第一百二十五条 第一百二十六条 第一百二十七条 第一百二十八条 第一百二十九条 第一百三十条 第一百三十一条 第一百三十二条 第一百三十三条 第一百三十四条 第一百三十五条 第一百三十六条 第一百三十七条 第一百三十八条 第一百三十九条 第一百四十条 第一百四十一条 第一百四十二条 第一百四十三条 第一百四十四条 第一百四十五条 第一百四十六条 第一百四十七条 第一百四十八条 第一百四十九条 第一百五十条 第一百五十一条 第一百五十二条 第一百五十三条 第一百五十四条 第一百五十五条 第一百五十六条 第一百五十七条 第一百五十八条 第一百五十九条 第一百六十条 第一百六十一条 第一百六十二条 第一百六十三条 第一百六十四条 第一百六十五条 第一百六十六条 第一百六十七条 第一百六十八条 第一百六十九条 第一百七十条 第一百七十一条 第一百七十二条 第一百七十三条 第一百七十四条 第一百七十五条 第一百七十六条 第一百七十七条 第一百七十八条 第一百七十九条 第一百八十条 第一百八十一条 第一百八十二条 第一百八十三条 第一百八十四条 第一百八十五条 第一百八十六条 第一百八十七条 第一百八十八条 第一百八十九条 第一百九十

所を信用基金に通知したときは、その場所)にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(出資者原簿)

第二十二条 信用基金は、出資者原簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、第十五条各号に掲げる業務に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日 又は出資者の持分の移転の年月日
- 三 出資額

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

第二十三条 信用基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第十五条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する額に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

(主務大臣等)

第二十四条 この法律及び信用基金に係る通則法における主務大臣は、農林水産大臣及び財務大臣(農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する事項並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項)とす。

第二十五条 各号に掲げる業務に係る各出資者に係る出資額には、第十二条第一項の規定による勘定に属する出資額を除く。

(残余財産の分配)

第二十六条 信用基金の役員及び職員には、適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第二十七条 第二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する場合

の支給の基準に関するものを除く)については、農林水産大臣とする。

2 第二十一条第一項及び信用基金に係る通則法第六十四条第一項に規定する主務大臣の権限は、主務大臣が農林水産大臣及び財務大臣である場合においては、農林水産大臣又は財務大臣がそれぞれ单独に行使することを妨げない。

3 この法律及び信用基金に係る通則法における主務省は、農林水産省及び財務省(農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する事項については、農林水産省)とする。

4 信用基金に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十五条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の規定は、信用基金の役員及び職員には、適用しない。

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第五条から第十二条まで及び第十四条から第十九条までの規定は、同年十月一日から施行する。

(信用基金の業務の特例)

第二条 信用基金は、当分の間、第十二条に規定する業務のほか、林業経営基盤の強化等の促進和五十四年法律第五十一号第六条に規定する業務を行ふ。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法で定める。

(農林漁業信用基金の解散等)

第三条 農林漁業信用基金は、信用基金の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において信用基金が承継する。

2 信用基金の成立の際現に農林漁業信用基金がある権利のうち、信用基金がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、信用基金の成立の時において国が承継する。

4 前項の規定により信用基金が農林漁業信用基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に前項各号に掲げる業務に係る勘定に属する資産(第二項の規定により国が承継する資産を除く)の価額から負債の金額を差し引いた額が現に当該業務に係る勘定に属する資本

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

5 農林漁業信用基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 農林漁業信用基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5 農林漁業信用基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6 第二項の規定により信用基金が農林漁業信用基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に次の各号に掲げる業務に係る勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額(当該差し引いた額が現に当該勘定に属する資本金の額を超えるときは、当該資本金の額に相当する金額)は、それぞれ、政府及び政府以外の者から信用基金に対し当該各号に定める業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

7 第二項の規定による廃止前の農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号。以下「旧信用基金法」という。)第三十一条第一号に掲げる業務 農業信用保険業務

二 附則第八条の規定による改正前の農業災害補償法第二百四十二条の八の規定により行う業務 農業災害補償関係業務

7 第二項の規定により信用基金が農林漁業信用基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に前項各号に掲げる業務に係る勘定に属する資産(第二項の規定により国が承継する資産を除く)の価額から負債の金額を差し引いた額が現に当該業務に係る勘定に属する資本

(持分の払戻し)

第四条 前条第六項、第八項、第十項又は第十三項の規定により政府以外の者が信用基金に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、信用基金に対し、その成立の日から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができる。ただし、第十三条又は附則第十条の規定による改正後の林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(以下「新暫定措置法」という。)第六条第一項第二号の規定による保証契約に係る債務を負担している者については、この限りでない。

2 旧信用基金法第二十八条又は旧暫定措置法第六条第一項第三号の規定による保証契約に係る債務を負担している出資者は、農林水産省令・財務省令で定めるところにより、相当の担保を提供しなければ、前項の規定による請求をすることができない。

3 信用基金は、第一項の規定による請求があつたときは、第六条第一項の規定にかかわらず、当該請求をした者に対し、信用基金が農林漁業信用基金から承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する持分に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、信用基金は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

4 前条第十五項及び第十六項の規定は、前項の資産の価額について準用する。
(農林漁業信用基金法の廃止)
第五条 農林漁業信用基金法は、廃止する。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第六条 農業信用保証保険法の一部を次のように改正する。

第一条及び第九条中「農林漁業信用基金」を

'独立行政法人農林漁業信用基金'に改める。

第九条の二第一項中「農林漁業信用基金法(昭和六十一年法律第七十九号)第二十七条第一項

第三号」を「独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第(平成十四年法律第

号)第十一一条第一項第一号)第十一一条第一項第一号」に改める。

三号」に改める。

第九条の三第一項中「農林漁業信用基金法第

二十七条第一項第三号の二」を「独立行政法人農

林漁業信用基金法第十二条第一項第四号」に改

める。

第六十条 削除

第六十七条を次のように改める。

第六十七条 削除

(中小漁業融資保証法の一
部改正)

第七条 中小漁業融資保証法の一部を次のように改正する。

第一百四十二条の八第一項中「農林漁業信用基

金(以下「信用基金」と「第一百四十二条の十五」

を「第一百四十二条の十四」に改める。

第五章の三の章名中「農林漁業信用基金」を

'独立行政法人農林漁業信用基金'に改める。

第六十七条を次のように改める。

第一百四十二条の八第一項中「農林漁業信用基

金(以下「信用基金」と「第一百四十二条の十五」

を「第一百四十二条の十四」に改める。

第一百四十二条の八第一項中「農林漁業信用基

金(以下「信用基金」と「第一百四十二条の十五」

を「第一百四十二条の十四」に改める。

林漁業信用基金法第十二条第一項第九号」に改

める。

第一条の九第一項の指定をしよう

る。
一 第百四十二条の九第一項の指定をしよう

とするとき。

二 農業災害補償関係業務に関して独立行政

法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律

号)第十六条第一項の承認をしよ

うとするとき。

第三条 第十六条第一項の承認をしよ

うとするとき。

第四条 第百四十二条の十四を第百四十二条の十三と

する。

第一百四十二条の十五第一項中「農林漁業信用

基金法第四条第六項、第十条第三項、第四十七

条第二項及び第四十八条第一項を「独立行政法

人農林漁業信用基金法第五条第六項、第二十二

条第二項及び第二十三条第一項」に、「第三十一

条各号」を「第十五条各号」に、「第四十五条第一

項」を「第十六条第一項中「前条各号に掲げる業

務」とあるのは「前条各号に掲げる業務及び農業

災害補償関係業務」と、同法第二十条第一項に

改め、同条第二項を削り、同条を第百四十二条

の十四」とする。

第一百四十七条の二を削る。

(漁業災害補償法の一部改正)

第九条 漁業災害補償法の一部を次のように改

正する。

目次及び第六章の二の章名中「農林漁業信用

基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に改

める。

第一百九十六条の三(見出しを含む。)中「農林漁

業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基

金」に改める。

七十九号)」を「独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第一号)」に改める。

第六条第一号中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十六条 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第八条中「農林漁業信用基金」を削る。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第十七条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 農林漁業信用基金の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第十八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

別表農林漁業信用基金の項を削る。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十九条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十五号中「農林漁業信用基金」を削る。

第三十一条中「第三十五号(農林漁業信用基金)を金の業務の監督(業務及び会計の検査を除く。)に係るものに限る。」を削る。

第三十八条中「及び農林漁業信用基金」を削る。

審査報告書

独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十一月二十六日

農林水産委員長 三浦 一水
参議院議長 倉田 寛之殿

二 独立行政法人への移行後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事業や組織の見直しを行い、法人運営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう充分配慮すること。その他の役員の選任についても、同様ことすること。

三 独立行政法人の長の選任においては、当該分野における試験研究の促進に関する業務等を独

立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案

参議院議長 倉田 寛之殿

四 独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、主務大臣は、独立行政法人的役員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較ができる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得よう努めること。

五 独立行政法人が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方針には細心の配慮を払うこと。

六 独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

第七条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第八条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第九条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第十条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第十二条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第十三条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第十四条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第十五条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第十六条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第十七条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第十八条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第十九条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第二十条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第二十一条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第二十二条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第二十三条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第二十四条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第二十五条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第二十六条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第二十七条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第二十八条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第二十九条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第三十条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第三十一条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第三十二条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第三十三条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第三十四条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第三十五条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第三十六条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第三十七条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第三十八条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第三十九条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第四十条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第四十一条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第四十二条第一項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月十九日

衆議院議長 締貫 民輔

第一項第一号に改め、第四章中同条を第十九条とし、同条の次に次の五条を加える。

(出資者原簿)

第二十条 研究機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、第十四条第二号から第四号までに掲げる業務に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日

三 出資額

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(残余財産の分配)

第二十一条 研究機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第十四条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を政府に対し、同条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、同条第四号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に分配するものとする。

2 前項の規定により第十四条第二号から第四号までに掲げる業務に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

(協議)

第二十二条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第七条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第十五条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による承認をしようとするとき。

三 第十八条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認可をしようとするとき。

四 第十九条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認可をしようとするとき。

五 第二十条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認可をしようとするとき。

六 第二十一条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認可をしようとするとき。

七 第二十四条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認可をしようとするとき。

八 第二十三条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認可をしようとするとき。

九 第二十二条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認可をしようとするとき。

十 第二十二条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認可をしようとするとき。

十一 第二十二条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認可をしようとするとき。

十二 第二十二条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認可をしようとするとき。

十三 第二十二条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認可をしようとするとき。

十四 第二十二条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認可をしようとするとき。

十五 第二十二条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認可をしようとするとき。

十六 第二十二条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認可をしようとするとき。

十七 第二十二条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認可をしようとするとき。

十八 第二十二条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認可をしようとするとき。

十九 第二十二条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認可をしようとするとき。

二十 第二十二条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認可をしようとするとき。

五 第十四条第一号又は第三号に掲げる業務であります、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣

あるいは、「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会」とする。

六 第十四条第二号又は第三号に掲げる業務であって、第一条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会

あるいは、「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会」とする。

七 第十四条第四号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣

あるいは、「独立行政法人評価委員会」の下に規定する財務諸表、利益及び損失の処理並びに借入金に関する事項については、農林水

産大臣、財務大臣及び第一条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣

。

4 前条第一号に掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とする。
5 第一項から第三項までの規定は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、第二項中「主務省(前条第三号に掲げる業務に係るものについては、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省)とあるのは「農林水産省、財務省及び第三章中第一条を第十五条とし、同条の次に次の三条を加える。 (長期借入金)

2 の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。
2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評議委員会の意見を聽かなければならない。
2 (余裕金の運用の特例)
2 第十八条 研究機構は、第十四条第一号及び第四号に掲げる業務に係る業務上の余裕金については、通則法第四十七条に規定する方法によるほか、財政融資資金への預託により運用することができる。
2 第十条中「第三条」を「第四条第一項」に改め、同条第三号中「行うこと」の下に「次項に規定する業務に該当するもの及び」を加え、同条第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第三号の次に次の五号を加える。

2 研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、農業機械化促進法第十六条第一項に規定する業務を行ふ。
2 第十条を第十三条とし、同条の次に次の二条を加える。
2 (区分経理)
2 第十四条 研究機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
2 一 前条第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務 二 前条第一項第四号から第七号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務 三 前条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

2 生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
2 八 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。
2 第十一条に次の二項を加える。
2 研究機構は、第十四条第一項の目的を達成するため、農業機械化促進法第十六条第一項に規定する業務を行ふ。
2 第十条を第十三条规定する。

2 本筋を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、研究機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第十四条各号に掲げる業務のそれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

2 第六条に次の二項を加える。

2 第六条第一項及び第三項を次のように改める。

2 第七条第一項中「一人」を「三人」に改め、同条第二項中「七人」を「八人」に改め、同条を第十条とす。
--

2 第八条 研究機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 第九条 政府以外の出資者は、その持分を譲り渡すことができる。

2 第十条 第二項を第六条とし、第四条を第五条とする。

2 第十二条 第二項を第六条とし、第四条を第五条とする。

2 第十三条 第二項を第六条とし、第四条を第五条とする。

2 第十四条 第二項を第六条とし、第四条を第五条とする。

2 第十五条 第二項を第六条とし、第四条を第五条とする。

2 第十六条 第二項を第六条とし、第四条を第五条とする。

2 第十七条 第二項を第六条とし、第四条を第五条とする。

- 前三項の規定により研究機構に出資されたものとされた額により資本金を増加するものとする。
- 10 第七項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 11 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 12 第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、民間研究促進業務勘定において繰越欠損金として整理されている金額(第二項の規定により国が承継する資産に民間研究促進業務勘定に属する資産が含まれる場合は、当該金額から第六項の政令で定めるところにより算定した金額を控除した額に相当する金額)は、新法第十四条の規定により設けられている同条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する繰越欠損金として整理しなければならない。
- 13 推進機構の解散については、旧推進機構法第四十五条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。
- 14 第一項の規定により推進機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定めること。(部分の払戻し)
- 第五条 前条第六項及び第八項の規定により研究機構に出資したものとされた政府以外の者は、研究機構に対し、施行日から一月以内に限り、当該出資に係る部分の払戻しを請求することができる。

- 2 研究機構は、前項の規定による請求があつたときは、新法第八条第一項の規定にかかわらず、当該政府以外の者が有する純資産額に対する持分に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、研究機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。
- (推進機構の役職員であった組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例)
- 第六条 施行日の前日において健康保険組合(推進機構の事業所又は事務所を健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十七条第一項に規定する設立事業所とする健康保険組合をいう。以下この項において同じ。)の被保険者であった者で推進機構の役員又は職員であったもののうち、施行日に農林水産省共済組合(国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百一十八号)第三条第一項の規定により農林水産省に属する職員(同法第一条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)及びその所管する独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の職員をもって組織された國家公務員共済組合をいう。以下同じ。)の組合員となつた者(研究機構の役員又は職員となつた者に限る。)に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び同法第二百一十六条の五第一項の規定の適用について、その者は、施行日前の健康保険組合の被保険者であった間(推進機構の役員又は職員であつた間に限る)農林水産省共済組合の組合員である間に限る。は、当該障害厚生年金又は障害手当金を国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金とみなす。

- 3 第一項に規定する者のうち国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であつて、当該二十九年法律第二百十五号)による障害厚生年金又は障害手当金の支給を受けることができるものに係る同条第四項又は第五項の規定の適用については、これらの者が引き続き農林水産省共済組合の組合員である間(研究機構の役員又は職員である間に限る。)は、当該障害厚生年金又は障害手当金を厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百十五号)による障害厚生年金又は障害手当金とみなす。
- 2 推進機構の役職員であった組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの(一年以上の引き続く組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなされる者に限る。)に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び同法第二百一十六条の五第一項の規定の適用について、その者は、施行日前の健康保険組合の被保険者であった間(推進機構の役員又は職員であつた間に限る)農林水産省共済組合の組合員である間に限る。は、当該障害厚生年金又は障害手当金を厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百十五号)による障害厚生年金又は障害手当金とみなす。

- 3 第七条 施行日の前日において厚生年金基金(推進機構の事業所又は事務所を厚生年金保険法第一百七十三条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この項において同じ。)の加入員である厚生年金保険の被保険者であつたものとみなし、その者が施行日前に
- た者で推進機構の役員又は職員であつたもののうち、施行日に農林水産省共済組合の組合員となつた者(研究機構の役員又は職員となつた者に限る。以下この条において「推進機構の役員であった組合員」という。)のうち、一年以上の引き続く組合員期間(農林水産省共済組合の組合員である期間(研究機構の役員又は職員である期間に限る。))をいう。以下この条において同じ。)を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間(厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間に推進機構の役員又は職員であつた期間に限る。)に係るものに限る。以下この条において「厚生年金保険期間」という。)と当該厚生年金保険期間に引き続く組合員期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなす。
- 2 推進機構の役職員であった組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの(一年以上の引き続く組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなされる者に限る。)に係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上である者とみなす。
- 3 推進機構の役職員であった組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が

二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

4 推進機構の役職員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員

5 年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第

6 前項に規定する者に係る国家公務員共済組合法による遺族共済年金について、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第九十条の規定を適用する。

7 推進機構の役職員であつた組合員のうち、組合員期間が一年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の組合員期間を有する者とみなす。

は第三項の規定の適用については、その者は、組合員期間が四十四年以上である者とみなす。

(生物系特定産業技術研究推進機構法の廃止)

8 第八条 生物系特定産業技術研究推進機構法は、

廃止する。

(生物系特定産業技術研究推進機構法の廃止に伴う経過措置)

9 第九条 旧推進機構法(第十九条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、独立行政法人通則法又は新法中の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

10 第十条 旧推進機構法(第十九条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、独立行政法人通則法又は新法中の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

11 第十一条 旧推進機構の役員若しくは職員又は評議員であつた者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。(罰則の適用に関する経過措置)

12 第十二条 施行日前にした行為並びに附則第四条の例による。

13 第十三条 前項及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前

14 第十四条 前条の規定による改正前の農業機械化促進法の規定によりした処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の農業機械化促進法の相当規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

15 第十五条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

16 第十六条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

17 第十七条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

18 第十八条 別表第一生物系特定産業技術研究推進機構の項目を削る。

19 第十九条 農業機械化促進法の一部改正

20 第二十条 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

21 第二十一条 「研究機構」に改める。

22 第二十二条 第二項第一号中「生物系特定産業

技術研究推進機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(以下「研究機構」という。)」に改め、同項第二号中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改める。

23 第二十三条 第二項、第八条の二第一項、

24 第二十九条の二第一項から第四項まで及び第六項並びに第四章の章名中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改める。

25 第二十五条 第二項、第八条、第八条の二第一項、

26 第二十九条の二第一項から第四項まで及び第六項並びに第四章の章名中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改める。

27 第二十六条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

28 第二十七条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

29 第二十八条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

30 第二十九条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

31 第三十条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

32 第三十一条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

33 第三十二条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

34 第三十三条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

35 第三十四条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

36 第三十五条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

37 第三十六条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

38 第三十七条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

39 第三十八条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

40 第三十九条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

41 第四十条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

42 第四十一条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

43 第四十二条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

44 第四十三条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

45 第四十四条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

46 第四十五条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

47 第四十六条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

48 第四十七条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

49 第四十八条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

50 第四十九条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

51 第五十条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

52 第五十一条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

53 第五十二条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

54 第五十三条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

55 第五十四条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

56 第五十五条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

57 第五十六条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

58 第五十七条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

59 第五十八条 第二項の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第六十条 農林水産省設置法(平成十一年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第六十一条 第二項第五号イを次のように改める。

イ 独立行政法人農業・生物系特定産業技

術研究機構

第十三條 第二項第七号を削り、第八号を第七号と

する。

官報(号外)

附帯決議
政府は、右各法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 特殊法人等の独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が充分發揮されるよう、本法の趣旨を徹底し、その運用に万全を期すること。

二 独立行政法人への移行においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事業・事業や組織の見直しを行い、法人運営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

三 独立行政法人の長の選任においては、当該分野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう充分配慮すること。その他の役員の選任についても、同様ことすること。

四 独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、主務大臣は、独立行政法人の役員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較ができる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。

五 独立行政法人が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方針には細心の配慮を払うこと。

六 独立行政法人等への移行に当たっては、これ

まで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

独立行政法人緑資源機構法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成十四年十一月十九日

参議院議長 倉田 寛之殿
衆議院議長 綿貫 民輔

独立行政法人緑資源機構法案

独立行政法人緑資源機構法

目次

第一章 総則(第一条～第五条)
第二章 役員及び職員(第六条～第十条)
第三章 業務(第十一条～第二十八条)
第四章 財務及び会計(第二十九条～第三十二条)
第五章 雜則(第三十三条～第二十七条)
第六章 罰則(第二十八条)
附則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人緑資源機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)の

定めるところにより設立される通則法第一条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人緑資源機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人緑資源機構(以下「機構」という。)は、農林業の生産条件、森林資源及び農業資源の状況等からみてこれらの資源の保全及び利用を図ることが必要と認められる地域において、豊富な森林資源を開発するために必要な林道の開設、改良等の事業を行うとともに水源をかん養するために必要な森林の造成に係る事業及びこれと一体として農用地、土地改良施設等を整備する事業等を行い、もって農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資することを目的とする。

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第四条第六項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

(目的)

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(役員)

第二章 役員及び職員

長及び監事一人を置く。

2 機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

(通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていなければ、理事とする。ただし、理事が置かれていなければ、監事とする。)

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていなければ、監事とする。

(役員の任期)

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員の欠格条項の特例)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

1 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

2 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

3 機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人緑資源機構法第九条第一項」とする。

2 機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人緑資源機構法第九条第一項」とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務
(業務の範囲)

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 農林水産大臣の定める基本計画に基づき、地勢等の地理的条件が極めて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行われていない地域のうち政令で定める区域内において、当該地域の林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は改良の事業で、その事業による受益の範囲が著しく広く、かつ、その事業の施行が当該地域における林業以外の産業の振興の見地から相当であると認められるものを施行すること。

二 前号の事業の施行により開設され、又は改良された林道についての災害復旧事業を施行すること。

三 前二号の事業の施行により開設され、改良された林道の維持、修繕その他管理を行うこと。

四 第一号の事業の施行により森林の造成の事業を行うことが経済的かつ技術的に可能となつた地域内における森林の造成の事業を当該土地の所有者の委託により行うこと。

五 豊富な森林資源を有する国有林(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第三項に規定する国有林をいう。)と民有林(同項

に規定する民有林をいう。)とが相接して所在

しており、かつ、これらの森林の開発が十分に行われていない地域のうち政令で定める区域内の当該森林を開発するために必要な奥地幹線林道の開設又は改良の事業及びその開設又は改良に係る林道で政令で定めるものの災害復旧の事業であって、国有林野事業(国有

林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第一条第二項に規定する国有林野事業をいう。)として行われるものを受けた國の委託により行うこと。

六 水源をかん養するため急速かつ計画的に森林の造成を行う必要がある地域内の土地につき、分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)第二条第一項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約の当事者となり、当該契約に基づき森林の造成に係る事業を行うこと。

七 農林水産大臣の定める基本計画に基づき、前号の地域であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として政令で定める要件に該当するもの(以下「特定地域」という。)の区域内において、同号の事業及びイからハまでの事業を一体として行う事業(これと併せて行うニ又はホの事業を含む。)で、その事業による受益が相当範囲にわたり、かつ、その事業の実施が当該地域における農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進を図る見地から相当であると認められるもの(以下「特定地域整備事業」という。)を行うこと。

八 前号イの事業と併せて当該事業の実施に係る農用地に関する権利又はその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利若しくは水の使用に関する権利の交換分合を行うこと。

九 第七号ロの事業を行うことにより新設され、若しくは改良された土地改良施設又は同号ホの事業を行うことにより開設され、若しくは改良された林道についての災害復旧事業を施行すること。

十 前各号の事業に附帯する事業を行うこと。

放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。以下同じ。)の改良又は保全のために必要な区画整理、客土、暗渠排水又はこれらに準ずる事業として政令で定めるもの(これらの事業と併せて行う農用地間における地目変換の事業を含む。)

口 農業用排水施設、農業用道路その他の農用地の保全又は利用上必要な施設で政令で定めるもの(以下「土地改良施設」という。)の新設又は改良

ハ 農用地(その利用の見込みが少ないと認められるものとして政令で定めるものに限る。)を林地とするための土地の形質の変更

八 地方公共団体又は森林組合、生産森林組合若しくは森林組合連合会の委託により、前項第一号の政令で定める区域内における林道の開設、改良又は災害復旧の事業を施行すること。

二 國際協力事業団その他政令で定める者の委託により、開発途上にある海外の地域における農業開発(以下「海外農業開発」という。)に関する調査その他の海外農業開発を促進するため必要な事業(國際協力事業団以外の者の委託による場合にあっては、政令で定めるものに限る。)を行うこと。

九 農業用排水施設、農業用道路その他の農用地の保全又は利用上必要な施設で政令で定めるもの(以下「土地改良施設」とい

う。)を林地とするための土地の形質の変更

八 地方公共団体又は森林組合、生産森林組合若しくは森林組合連合会の委託により、前項第一号の政令で定める区域内における林道の開設、改良又は災害復旧の事業を施行すること。

二 分収林特別措置法第二条第二項に規定する育林者又は育林費負担者として同項に規定する分収育林契約の当事者となつて行う当該契約に基づく育林に係る事業

木 造林又は育林を行うための林道の開設又は改良

八 前号イの事業と併せて当該事業の実施に係る農用地に関する権利又はその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利若しくは水の使用に関する権利の交換分合を行うこと。

九 第七号ロの事業を行うことにより新設され、若しくは改良された土地改良施設又は同号ホの事業を行うことにより開設され、若しくは改良された林道についての災害復旧事業を施行すること。

十 前各号の事業に附帯する事業を行うこと。

十一 第一項第六号の契約においては、分収林特別措置法第二条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該契約の存続期間に関する事項

二 植栽の期間に関する事項

一 地方公共団体又は森林組合、生産森林組合若しくは森林組合連合会の委託により、前項第一号の政令で定める区域内における林道の開設、改良又は災害復旧の事業を施行すること。

二 國際協力事業団その他政令で定める者の委託により、開発途上にある海外の地域における農業開発(以下「海外農業開発」という。)に関する調査その他の海外農業開発を促進するため必要な事業(國際協力事業団以外の者の委託による場合にあっては、政令で定めるものに限る。)を行うこと。

三 前号の事業に関連して必要な情報の収集及び整備を行うこと。

四 農林水産大臣は、第一項第一号の基本計画を定めようとするときは、財務大臣、総務大臣及び国土交通大臣の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

五 農林水産大臣は、第一項第一号の基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

六 第一項第六号の契約においては、分収林特別措置法第二条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該契約の存続期間に関する事項

二 植栽の期間に関する事項

につき権原に基づき使用又は収益を行うものその他農林水産大臣の指定するものに対し、その者の受けける利益を限度として、その事業に要する費用の一部を賦課徴収することができる。

2 前項の規定による賦課徴収の処分は、その処分に係る賦課金の納期限(分割して納付させる場合にあっては、最初に納付させる賦課金についての納期限)前九十日までに、しなければならない。

3 前項の処分を受けた者は、その処分について不服があるときは、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による異議申立てをすることができる。

4 前項の異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して三十日以内とする。

5 機構は、異議申立てがあつたことを知った期間満了後三十日以内にこれに対する決定をしなければならない。

(強制徴収)

第二十二条 機構は、前条第一項の規定による賦課金の納付義務者がその納期限までにその賦課金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 機構は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3 賦課金の納付義務者で第一項の規定による督促を受けたものがその指定の期限までにその賦課金及び第六項の延滞金を納付しないときは、

4 市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分に着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、機構は、地方税の滞納処分の例により、農林水産大臣の認可を受けて、その処分をすることができる。

5 前二項の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、地方税の例による。

6 機構は、第一項の規定により督促をしたときは、賦課金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、滞納につきやむを得ない事情があると認められるときその他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

7 前条第三項から第五項までの規定は、第一項、第三項、第四項又は前項の処分について準用する。

(林道の開設又は改良に係る費用負担)

第二十三条 第十一条第一項第一号又は第七号ホの事業に係る受益地の全部又は一部をその区域に含む都道府県は、政令で定めるところにより、その事業に要する費用の一部を負担金として機構に支払わなければならない。

(農用地整備等に係る費用負担)

第二十四条 機構は、政令で定めるところにより、第十一条第一項第七号イからハまで若しくは第八号の事業又は同項第九号の事業(土地改

良施設に係るものに限る。)に要する費用の一部を当該事業の実施に係る区域をその区域の全部又は一部とする都道府県に負担させることができ。

四項 第三十八条並びに第三十九条の規定は、前項の規定により同項の金錢を徴収される土地改良区の当該経費について準用する。

6 土地改良法第三十六条第一項、第二項及び第

四項 第三十八条並びに第三十九条の規定は、

前項の規定により同項の金錢を徴収される土地

改良区の当該経費について準用する。

7 第一項の都道府県は、第二項、第三項及び第五項の規定による負担金の一部を負担させることができる。

8 第一項の規定による負担金について前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聽いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(特別徴収金)

第二十五条 機構、都道府県又は市町村は、機構にあっては政令で定めるところにより、都道府県及び市町村にあっては政令で定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の負担金を徴収することができる。

9 第二項に規定する者が第一項の事業の実施に係る区域の全部又は一部をその地区とする土地改良区の組合員である場合には、同項の都道府県は、その者からの第一項の規定による負担金の徴収に代えて、その土地改良区から当該負担

金の額に相当する額の金錢を徴収することができる。

四項 第三十八条並びに第三十九条の規定は、前項の規定により同項の金錢を徴収される土地改良区の当該経費について準用する。

6 土地改良法第三十六条第一項、第二項及び第四項 第三十八条並びに第三十九条の規定は、前項の規定により同項の金錢を徴収される土地改良区の当該経費について準用する。

7 第一項の都道府県は、第二項、第三項及び第五項の規定による負担金の一部を負担させることができる。

8 第一項の規定による負担金について前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聽いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

9 第二項に規定する者が第一項の事業の実施に係る区域の全部又は一部をその地区とする土地改良区の組合員である場合には、同項の都道府県は、その者からの第一項の規定による負担金の徴収に代えて、その土地改良区から当該負担金の額に相当する額の金錢を徴収することができる。

官 報 (号 外)

は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を受けて、目的外用途と共に場合を除く)には、その旨ハ

2
特別徵収金を徵収することができる。
前条第五項の規定は前項の規定により機構又
は都道府県が特別徵収金を徵収する場合につい
て、土地改良法第八十九条の三の規定は機構が
徵収する同項の特別徵収金の徵収について、同

法第十一条の二第三項の規定は前項の特別徴收金の額について準用する。

(土地改良法の準用等)
第
二
十
六
条
都道府県又は市町村が徴収する第一
十四条第二項、第四項若しくは第五項(前条第
二項において準用する場合を含む。)又は前条第
一項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和
二十二年法律第六十七号)第二百三十二条の三
第三項に規定する法律で定める歳入とする。

係るものに限る。)について、同法第五十八条か

ら第六十二条まで、第六十三条第二項及び第三項、第六十四条、第六十五条、第一百三十三条の二第一項及び第二項、第一百三十三条の三、第一百四十四

八条(第一号に係る部分に限る。)、第一百三十九

卷之三

第四章 貸務及び会計

第三十一条 機構は 第十一條第一項第一号 等
一號及び第六號から第九號までの事業に要する

機構は、第一項の規定による立入り又は伐採によって損失を受けた者に対し、その損失を補償しなければならない。

(長期借入金及び緑資源債券)
手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、
政令で定める。

第三十一条 機構は、第十一条第一項第一号、第二号及び第六号から第九号までの事業に要する

費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は緑資源債券を発行することができる。

農林水産大臣は、前項の認可をしようとする

ときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

3 第一項の規定による緑資源債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自由

の債権の弁済を受ける権利を有する。

前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特

5 機構は、農林水産大臣の認可を受けて、緑茶権に次ぐものとする。

源債券の発行に関する事務の全部又は一部を鉄道又は証券会社に委託することができる。

6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百十九条

条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定による委託を受けた銀行又は信託会社

について準用する。

(第百四十九回)
し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

び緑資源債券の償還計画を立てて、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

農林水産大臣は、前項の認可をしようとする

ときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法
人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

第五章 雜則

(財務大臣との協議)

第三十三条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 第一項第一項の承認をしようとするとき。
- 第三十一条第一項若しくは第五項又は前条第一項の認可をしようとするとき。

- 第三十一条第一項若しくは第五項又は前条第一項の認可をしようとするとき。
- 第一項の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第三十四条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第三十五条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

- 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。
- 国家公務員共済組合法の適用に関する特例

第三十六条 機構の役員及び職員は、国家公務員には、適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第三十七条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第十一条から第十四条まで及び第十六条から第二十二条までの規定は、同年十月一日から施行する。

(主たる事務所の所在地の特例)

第一条 この法律は、政令で定める日までの間は、第四条の規定にかかるわらず、主たる事務所を東京都に置く。

(無利子貸付け等)

第三十八条 政府は、当分の間、機構に対し、第十一條第一項第一号の事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第八十六号)第二条第一項第一号に該当するものとし、その場合において必要な事項は、政令で定める。

(他の法令の準用)

第三十九条 不動産登記法(明治三十一年法律第二十四号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

- 第三十八条 次の各号のいづれかに該当する場合

には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定(第十六条第一項において準用する土地改良法第五十三条の四第一項の規定を含む。)により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十一条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 前項に定めるもののほか、第一項の規定によ

る貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 政府は、第一項の規定により、機構に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行つものとする。

5 機構が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合(政令で定める場合を除く。)に還を行つた場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時にわざるもののみとなります。

6 第一項の規定により公団が解散した場合における解消の登記については、政令で定める。

7 前項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項の規定により公団が解散した場合における解消の登記については、政令で定める。

10 積立金の処分

第五条 機構は、公団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算上附則第十条の規定による廃止前の緑資源公团法(昭和三十一年法律第八十五号)以下「旧公团法」という。)第三十二条の三条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち第二十二条第一項の規定による賦課金若しくは第二十三条、第二十四条第一項若しくは附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公团法(昭和四十九年法律第四十三号)第二十七条第一項の規定による負担金の徴収又は第三十二条第一項の規定による長期借入金若しくは緑資源債券の償還に要する費用として農林水産大臣の承認を受けた金額を、機構の成立の日を含む中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画の定めるところに

決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお從前の例による。

6 第一項の規定により、機構が承継する資産の価額(次条第一項の規定により農林水産大臣が承認した金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

7 前項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項の規定により公団が解散した場合における解消の登記については、政令で定める。

10 積立金の処分

第五条 機構は、公団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算上附則第十条の規定による廃止前の緑資源公团法(昭和三十一年法律第八十五号)以下「旧公团法」という。)第三十二条の三条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち第二十二条第一項の規定による賦課金若しくは第二十三条、第二十四条第一項若しくは附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公团法(昭和四十九年法律第四十三号)第二十七条第一項の規定による負担金の徴収又は第三十二条第一項の規定による長期借入金若しくは緑資源債券の償還に要する費用として農林水産大臣の承認を受けた金額を、機構の成立の日を含む中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画の定めるところに

より、当該中期目標の期間における第十一条第一号第一号、第二号、第七号イからハまで及び第八号並びに第九号の事業並びに附則第八条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

(公団の発行する緑資源債券に関する経過措置)

第六条 旧公団法第三十二条第一項の規定により公団が発行した緑資源債券は、第三十一条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による緑資源債券とみなす。

(業務の特例)

第七条 機構は、旧公団法附則第十条第一項第二号又は第三号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、第十五条第一項及び第二項に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収を行うことができる。この場合における第三十八条の規定の適用については、同条第一号中「第十一条第一項及び第二項」とあるのは、「第十一条第一項及び第二項並びに附則第七条」とする。

(業務の特例)

第八条 機構は、第十一条第一項及び第二項並びに前条に規定する業務のほか、旧農用地整備公団法第十九条第一項及び第二項の業務で森林開発公団法第七十号。以下「森林開発公団法改正法」という。の施行前に開始されたもの(同条第一項又は第二項の業務の開始に必要な事前の調査で森林開発公団法改正法の施行前に開始されたもの

に係るもので政令で定めるものを含む)並びにこれらに附帯する業務、同条第三項の業務並びに旧農用地整備公団法附則第十九条第一項の業務を行ふことができる。この場合における第三十条第一項、第三十二条第一項及び第三十八条の規定の適用については、第三十条第一項中

「第十一条第一項及び第二項」とあるのは「第一条第一項及び第二項並びに附則第八条第一項」と、第三十二条第一項中「事業」とあるのは「事業並びに附則第八条第一項に規定する業務」と、第三十八条第一号中「第十一条第一項及び第二項」とあるのは「第十一条第一項及び第二項並びに附則第八条第一項」とする。

2 前項の規定により機構が行う同項に規定する

業務については、旧農用地整備公団法第二十条から第三十条まで、第三十九条及び附則第十九条第二項の規定並びに旧八郎潟新農村建設事業

團法(昭和四十年法律第八十七号)第二十三条から第二十五条までの規定は、附則第十条の規定

の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定め

る。

(緑資源公団法の廃止)

第十一条 緑資源公団法は、廃止する。

(緑資源公団法の廃止に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定の施行前に旧公団法(第九

条第二項の規定並びに旧八郎潟新農村建設事業

團法(昭和四十年法律第八十七号)第二十三条から第二十五条までの規定は、附則第十条の規定

の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定め

る。

(緑資源公団法の廃止)

第十三条 前条の規定の施行前に旧公団法(第九

条第二項の規定並びに旧八郎潟新農村建設事業

團法(昭和四十年法律第八十七号)第二十三条から第二十五条までの規定は、附則第十条の規定

の施行後も、なおその効力を有する。

(緑資源公団法の廃止)

第十四条 第二項の規定は、附則第十条の規定

の施行後も、なおその効力を有する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十五条 この附則に規定するもののはか、この

法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で

定める。

では、森林開発公団法改正法附則第十条第一項の規定は、附則第十条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

2 農地開発機械公団の解散の際現にその役員又は職員として在職した者であつて、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号)による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)第百二十七条第二項の復帰希望職員であるもので、引き続いて農用地開発公団の役員又は職員となつた者については、森林開発公団法改正法附則第十条第二項の規定は、附則第十条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

2 農地開発機械公団の役員又は職員として在職した者については、森林開発公団法改正法附則第十条第二項の規定は、附則第十条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

(国有林野事業特別会計法の一部改正)

第十六条 国有林野事業特別会計法の一部を次の
ように改正する。

附則第五条の三第一項第一号中「緑資源公団
法(昭和三十一年法律第八十五号)第十八条第一
項第六号」を「独立行政法人緑資源機構法(平成
十四年法律第一号)第十一項第一号第六号」
に、「緑資源公団」を「独立行政法人緑資源機
構」に改める。

附則第十三条第一項中「緑資源公団法附則第
十一条第一項又は「独立行政法人緑資源機構
法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公
團法(昭和三十一年法律第八十五号。以下「旧緑資
源公団法」という。)附則第十一项第一項又は
「緑資源公団法附則第十一项第一項」を
「旧緑資源公団法附則第十一项第一項」に改
め、同条第二項中「緑資源公団法(昭和三十一年
法律第八十五号)附則第十一项第一項」を「独立
行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第
二号)附則第十条の規定による廃止前の緑資源
公団法(昭和三十一年法律第八十五号)附則第十
一条第一項」に改め、「緑資源公団法附則第十
一条第一項」を削る。

附則第十四条及び第十五条中「緑資源公団法
附則第十一项第一項」を「旧緑資源公団法附則第
十一条第一項」に改める。

(公職選挙法及び地方財政再建促進特別措置法
の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中「緑資源公
團」を削る。

一 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百
三十六条の二第一項第一号

二 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年
法律第百九十五号)第二十四条第二項

(土地収用法等の一部改正)

第十八条 次に掲げる法律の規定中「緑資源公団」

を「独立行政法人緑資源機構」に改める。

一 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九
号)第二条第五号

二 地方公務員等共済組合法の長期給付等に關
する施行法第九十六条第三項

三 大深度地下の公共的使用に関する特別措置
法(平成十二年法律第八十七号)第四条第三号
(農地法の一部改正)

四 大深度地下の公共的使用に関する特別措置
法(平成十二年法律第八十七号)第四条第三号
(農地法の一部改正)

第十九条 農地法の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「緑資源公団法(昭和三
十一年法律第八十五号)第十八条第一項第八号」

を「独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律
第一号)第十八条第一項第八号」に改める。

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第二十条 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法
律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項を削り、第三項を第一項とし、
第四項を第三項とする。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に關す
る法律の一部改正)

第一条第一項に改め、「独立行政法人等の保有する情報の公開に關す
る法律の一部改正」

附則第十四条及び第十五条中「独立行政法人等の保
有する情報の公開に關す
る法律の一部改正」

附則第十一项第一項」を「旧緑資源公団法附則第
十一条第一項」に改める。

(公職選挙法及び地方財政再建促進特別措置法
の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中「独立行政
法人等の保有する個人情報の保護に
關する法律の一部改正」

附則第十二条 独立行政法人等の保有する個人情報
の保護に関する法律(平成十四年法律第六十号)の
一部を次のように改正する。

一 特殊法人等の独立行政法人への移行に当たつ
る法律(平成十四年法律第六十号)

号)の一部を次のように改正する。
別表緑資源公団の項を削る。

審査報告書

独立行政法人水産総合研究センター法の一部
を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十一月二十六日

農林水産委員長 三浦 一水

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一 委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく
特殊法人等整理合理化計画を実施するため、海
洋水産資源開発センターを解散し、その業務を

独立行政法人水産総合研究センターに承継させ
るとともに、社団法人日本栽培漁業協会の業務
を独立行政法人水産総合研究センターに行わせ

るため、栽培漁業に関する技術の開発の事業を
その業務に追加する等の措置を講じようとする
ものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

第二十一条 独立行政法人等の保有する情報の公
開に関する法律(平成十三年法律第二百四十号)の
一部を次のように改正する。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に關す
る法律の一部改正)

第二十二条 独立行政法人等の保有する情報の公
開に関する法律(平成十三年法律第二百四十号)の
一部を次のように改正する。

別表第一緑資源公団の項を削る。

政府は、右各法律の施行に当たつては、次の諸
点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきであ
る。

一 特殊法人等の独立行政法人への移行に当たつ
る法律(平成十四年法律第六十号)

二 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年
法律第百九十五号)第二十四条第二項

(土地収用法等の一部改正)

ては、自律的、効率的に運営を行うという独立
行政法人への移行後においても、民間に
委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事
業や組織の見直しを行い、法人運営の一層の合
理化、効率化と経費の削減に努めること。

三 独立行政法人の長の選任においては、当該分
野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用
するよう充分配慮すること。その他の役員の選
任についても、同様とすること。

四 独立行政法人の役員の報酬及び退職手当につ
いては、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、
法人及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反
映させること。また、主務大臣は、独立行政法
人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家
公務員及び他の独立行政法人の役員と比較がで
きる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得
るよう努めること。

五 独立行政法人が所期の成果を挙げるために
は、的確で厳正な業績評価が重要である。この
ため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を
設定することとし、また、公正で客觀性のある
厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び
評価の方法には細心の配慮を払うこと。

六 独立行政法人等への移行に当たつては、これ
まで維持されてきた当該特殊法人等の職員との
雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮するこ
と。

右決議する。

独立行政法人水産総合研究センター法の一部
を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月十九日

参議院議長 倉田 寛之殿 衆議院議長 締實 民輔

第十条に次の三項を加える。

2 センターは、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査を行うこと(次号に掲げるものを除く)。

二 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査を行うこと。

三 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。

独立行政法人水産総合研究センター法の一部
を改正する法律案
独立行政法人水産総合研究センター法の一
部を改正する法律案

独立行政法人水産総合研究センター法の一
部を改正する法律案

独立行政法人水産総合研究センター法(平成十
一年法律第百九十九号)の一部を次のように改正
する。

目次中「第十一条・第十二条」を「第十一条・第十三
条」に、「第十二条・第十三条」を「第十四条・第
十五条」に、「第十四条」を「第十六条」に改める。

第三条に次の二項を加える。

2 センターは、前項に規定するもののほか、海
洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六
十号)第二条第一項に規定する海洋水産資源の
開発及び利用の合理化(以下「海洋水産資源の開
発及び利用の合理化」という。)のための調査等
を行うことを目的とする。

第七条第一項中「三人」を「五人」に改める。

第十条中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同
条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同
条第四号とし、同条第二号の次に次の二号を加え
る。

三 栽培漁業に関する技術の開発を行うこと。

第二章中第十一条を第十三条とする。

第十条の次に次の二項を加える。

(調査結果の公表等)

第十一条 センターは、海洋の新漁場における漁
業生産の企業化のための調査について、農林水
産省令で定めるところにより、当該調査の結果
を農林水産大臣に報告するとともに、その概要
を公表しなければならない。

(区分経理)

第十二条 センターは、次に掲げる業務ことに經
理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなけ
ればならない。

(国有財産の無償使用)

第三条 農林水産大臣は、施行日の前日において
現に栽培漁業に関する技術の開発の用に供され
ている国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律
第七十三号)第二条第一項に規定する国有財産
をいう。)であつて政令で定めるものを、政令で
定めるところにより、センターの用に供するた
め、センターに無償で使用させることができ
る。

(前項の評価委員その他評価に関し必要な事項 は、政令で定める。)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施
行する。ただし、次条から附則第五条まで及び
附則第八条の規定は、同年四月一日から施行す
る。

(施行期日)

附 則

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施
行する。ただし、次条から附則第五条まで及び
附則第八条の規定は、同年四月一日から施行す
る。

(開発センターの持分の払戻しの禁止の特例)

第二条 この法律の施行の際、この法律による改
正後の独立行政法人水産総合研究センター法
(以下「新法」という。)第十条第一項第三号に掲
げる業務(これに附帯する業務を含む。)に関する
規定にかかるわらず、開発センターの解散の日
の前日までに、開発センターに出資した政府以外
の者に対し、当該持分に係る出資額に相当する
金額により持分の払戻しをするものとする。こ
の場合において、開発センターは、その払戻し
をした金額により資本金を減少するものとす
る。

(開発センターの解散並びにその資産及び債務 の承継等)

第五条 開発センターは、この法律の施行の時に
の承継される権利に係る土地、建物その他の財

産で政令で定めるものの価額の合計額に相当す
る金額は、政府からセンターに対し出資された
ものとする。この場合において、センターは、
その額により資本金を増加するものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったもの
とされる同項の財産の価額は、この法律の施行
の日(以下「施行日」という。)現在における時価
を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項
は、政令で定める。

(開発センターの持分の払戻しの禁止の特例)

第四条 海洋水産資源開発センター(以下「開発セ
ンター」という。)は、海洋水産資源開発促進法
(昭和四十六年法律第六十号)第十七条第一項の
規定にかかるわらず、開発センターの解散の日
の前日までに、開発センターに出資した政府以外
の者に対し、当該持分に係る出資額に相当する
金額により持分の払戻しをするものとする。こ
の場合において、開発センターは、その払戻し
をした金額により資本金を減少するものとす
る。

(開発センターの解散並びにその資産及び債務 の承継等)

第五条 開発センターは、この法律の施行の時に
の承継される権利に係る土地、建物その他の財

おいて解散するものとし、その資産及び債務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時においてセンターが承継する。

2 この法律の施行の際現に開発センターが有する資産のうち、センターがその業務を確實に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 開発センターの平成十五年四月一日に始まる事業年度は、開発センターの解散の日の前日に終わるものとし、当該事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、センターが従前の例により行うものとする。

5 第一項の規定によりセンターが開発センターの資産及び債務を承継したときは、その承継の時において、センターが承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府からセンターに対し出資されたものとする。この場合において、センターは、その額により資本金を増加するものとする。

6 附則第二条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

7 第一項の規定により開発センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(開発センターの役職員であつた組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例)

(大正十一年法律第七十号)第十七条第一項に規定する設立事業所とする健康保険組合をいう。以下この項において同じ。)の被保険者であつた者で開発センターの役員又は職員であつたものうち、施行日に農林水産省共済組合(国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三条第一項の規定により農林水産省に属する職員(同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)及びその所管する独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)以下「通則法」という。)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の職員をもつて組織された国家公務員共済組合をいう。以下同じ。)の組合員となつた者(センターの役員又は職員となつた者に限る。)に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び同法第二十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、施行日前の健康保険組合の被保険者であつた間(開発センターの役員又は職員であつた間に限る。)農林水産省共済組合の組合員であつたものとみなし、その者が施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、国家公務員共済組合法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。

2 この法律の施行の際現に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができた者であつて、同一の傷病について国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができるものに係る同法第二項の規定の適用については、当該健康保険法第九

十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該国家公務員共済組合法第六十六号第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

3 第一項に規定する者のうち国家公務員共済組

合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であつて、当該傷病による障害について厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百十五号)による障害厚生年金

又は障害手当金の支給を受けることができるものに係る同条第四項又は第五項の規定の適用については、これらの者が引き続き農林水産省共

済組合の組合員である間(センターの役員又は職員である間に限る。)は、当該障害厚生年金又は障害手当金を国家公務員共済組合法による障

害共済年金又は障害一時金とみなす。

4 第七条 施行日の前日において厚生年金基金(開

発センターの事業所又は事務所を厚生年金保

法第二百七十三条第三項に規定する設立事業所とす

る厚生年金基金をいう。以下この項において同じ。)の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた者で開発センターの役員又は職員であつたもののうち、施行日に農林水産省共済組合の組合員となつた者(センターの役員又は職員となつた者に限る。)の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた者で開発センターの役員又は職員であつた者のうち、施行日に農林水産省共済組合の組合員となつた者(センターの役員又は職員となつた者に限る。)を有しない者であり、か

つ、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間(厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の

被保険者があつた期間(開発センターの役員又は職員があつた期間に限る。)に係るものに限る。以下この項において「厚生年金保険期間」といふ。)と当該厚生年金保険期間に引き続組合員期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第七十七条第一項の規定の適用については、その者は、一年以上の引け組合員期間を有する者とみなす。

2 開発センターの役職員であつた組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの(一年以上の引け組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引け組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となる者とみなされる者に限る。)に係る国家公務員共済組

合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

3 開発センターの役職員であつた組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第八十九条第一項第一号の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

4 開発センターの役職員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法による退職共済年金について

は、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第七

第十一條の二〔第六項中「第十二条の二第一項」を「第十三条第一項」に改める。〕

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第十五条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一海洋水産資源開発センターの項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第十六条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二号)の一部を次のように改正する。

別表海洋水産資源開発センターの項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十四年十一月二十六日

内閣委員長 小川 敏夫

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、国民生活センターを解散して独立行政法人国民生活センターを設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるため、国民生活センターを設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める措置を講ずるものであつて、おおむね妥当

な措置と認める。

一、費用

本法律施行に必要な経費は、独立行政法人国

民生活センターの設立に対応して来年度以降の予算において適宜計上される予定である。

独立行政法人国民生活センター法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

独立行政法人国民生活センター法案
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月十九日

参議院議長 倉田 寛之殿

衆議院議長 綿貫 民輔

内閣委員長 小川 敏夫

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

独立行政法人国民生活センター法案
目次

第一章 総則(第一条～第五条)

第二章 役員及び職員(第六条～第九条)

第三章 業務等(第十条～第十二条)

第四章 雑則(第十二条～第十五条)

第五章 罰則(第十六条)

附則

第一章 総則
(目的)

第二章 役員及び職員
(役員)

第三章 業務等
(役員)

第四章 雑則
(役員)

第五章 罰則
(役員)

第六章 センターに、役員として、その長である

理事長及び監事一人を置く。

第七条 センターに、役員として、理事三人以内を置くことができる。

第八条 センターに、役員として、その長である

理事長及び監事一人を置く。

第九条 センターに、役員として、理事三人以内を置くことができる。

第十条 センターに、役員として、理事三人以内を置くことができる。

第十一条 センターは、通則法第二十九条第二項

において「中期目標の期間」という。の最後の事

一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国民生活センターとする。

(センターの目的)

第三条 独立行政法人国民生活センター(以下「センター」という。)は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に

関する情報の提供及び調査研究を行うことを目的とする。

第四条 センターは、主たる事務所を神奈川県に置く。

第五条 センターの資本金は、附則第二条第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

第六条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

第七条 センターは、国民生活に関する情報を収集すること。

第八条 センターは、国民生活に関する情報を収集すること。

第九条 センターは、国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと。

第十条 センターは、国民生活に関する情報を収集すること。

第十一条 センターは、通則法第二十九条第二項

において「中期目標の期間」という。の最後の事

いときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

第十二条 センターの役員及び監事の任期は四年とする。

第十三条 センターの役員及び監事の職務は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十四条 センターの役員及び監事の地位は、(役員及び監事の地位)

第十五条 センターの役員及び監事は、理事及び監事の任期は二年とする。

第十六条 センターの役員及び監事は、理事及び監事の職務は、(役員及び監事の職務)

第十七条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第十八条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第十九条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第二十条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第二十一条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第二十二条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第二十三条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第二十四条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第二十五条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第二十六条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第二十七条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第二十八条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第二十九条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第三十条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第三十一条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第三十二条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第三十三条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第三十四条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第三十五条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第三十六条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第三十七条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第三十八条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第三十九条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第四十条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第四十一条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第四十二条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第四十三条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第四十四条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第四十五条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第四十六条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第四十七条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

第四十八条 センターの役員及び監事は、監事の職務は、(監事の職務)

官報(号外)

業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第一項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができること。

内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関する必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

(緊急の必要がある場合の内閣総理大臣の要求)

第十二条 内閣総理大臣は、商品の流通又は役務の提供が国民の生命、身体若しくは財産に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合その他の事情が生じた場合において、国民に対して緊急に情報を提供する必要があると認めるときは、センターに対し、第十一条第一号及び第二号に掲げる業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 センターは、内閣総理大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(主務大臣等)

第十三条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ内閣総理大臣、内閣府及び内閣府令とする。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第十四条 センターの役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百一十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第十五条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、センターの役員及び職員には適用しない。

(第五章 罰則)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十一条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 センターは、内閣総理大臣から前項の規定により求められたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(国民生活センターの解散等)

第二条 国民生活センター(以下「旧センター」という。)は、センターの成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時においてセンターが承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関する必要な事項は、政令で定める。

4 旧センターの解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5 旧センターの解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6 第一条の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、センターが承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府からセンターに對し出資されたものとする。

7 前項の資産の価額は、センター成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価したものとする。

8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項の規定により旧センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(国民生活センター法の廃止)

第三条 国民生活センター法(昭和四十五年法律第九十四号)は、廃止する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 前条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、国民生活センター」を削る。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第七条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一国民生活センターの項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保

務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号(定義)に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第四章 罰則

第二十六条 第十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第三章及び第四章の改正規定(第二十三条に係る部分に限る)並びに次条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(通関情報処理センターの解散等)

第一条 改正前の電子情報処理組織による税關手続の特例等に関する法律(第十一項において「旧法」という)第三章に規定する通關情報処理センター(以下「新センター」という)は、独立行政法人通關情報処理センター(以下「新センター」という)の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務

は、その時において新センターが承継する。

要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)
例による。

第五条 前二条に定めるもののほか、新センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

2 旧センターの平成十五年四月一日に始まる事業年度(次項において「最終事業年度」という)は、旧センターの解散の日の前日に終わるものとする。

3 旧センターの最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の提出の期限は、最終事業年度の終了後四月以内とする。

4 第一項の規定により新センターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際における旧センターに対する政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、新センターの設立に際し政府及び当該政府以外の者から新センターに対し出資されたものとする。

5 第一項の規定により新センターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、新センターが承継する資産の価額(前項において政府及び政府以外の者から新センターに對し出資されたものとする金額を除く)から新センターの負債の金額を差し引いた額は、新センターの積立金として整理するものとする。

6 新センターは、政令で定める資産の価額に相当する金額を、設立後速やかに国庫に納付しなければならない。

7 前項の政令を定める場合においては、新センターの業務運営上の必要性の有無を勘案しなければならない。

8 前二項に定めるもののほか、第六項の規定による納付金の納付の手続その他納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第五項に規定する資産の価額は、新センターの成立の日現在における時価を基準として評価する。

10 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

11 旧センターの解散については、旧法第四十七

条第一項の規定による残余財産の分配は行わない。

12 第一項の規定により旧センターが解散した場合は、当該登記については、政令で定めることとする。

13 第二項の規定による残余財産の分配は行わない。

14 第二項の規定により旧センターが解散した場合は、当該登記については、政令で定めることとする。

15 第二項の規定による残余財産の分配は行わない。

16 第二項の規定により旧センターが解散した場合は、当該登記については、政令で定めることとする。

17 第二項の規定による残余財産の分配は行わない。

18 第二項の規定により旧センターが解散した場合は、当該登記については、政令で定めることとする。

19 第二項の規定による残余財産の分配は行かない。

20 第二項の規定により旧センターが解散した場合は、当該登記については、政令で定めることとする。

21 第二項の規定による残余財産の分配は行かない。

22 第二項の規定により旧センターが解散した場合は、当該登記については、政令で定めることとする。

23 第二項の規定による残余財産の分配は行かない。

24 第二項の規定により旧センターが解散した場合は、当該登記については、政令で定めることとする。

25 第二項の規定による残余財産の分配は行かない。

26 第二項の規定により旧センターが解散した場合は、当該登記については、政令で定めることとする。

27 第二項の規定による残余財産の分配は行かない。

28 第二項の規定により旧センターが解散した場合は、当該登記については、政令で定めることとする。

29 第二項の規定による残余財産の分配は行かない。

30 第二項の規定により旧センターが解散した場合は、当該登記については、政令で定めることとする。

31 第二項の規定による残余財産の分配は行かない。

32 第二項の規定により旧センターが解散した場合は、当該登記については、政令で定めることとする。

33 第二項の規定による残余財産の分配は行かない。

34 第二項の規定により旧センターが解散した場合は、当該登記については、政令で定めることとする。

35 第二項の規定による残余財産の分配は行かない。

36 第二項の規定により旧センターが解散した場合は、当該登記については、政令で定めることとする。

37 第二項の規定による残余財産の分配は行かない。

38 第二項の規定により旧センターが解散した場合は、当該登記については、政令で定めることとする。

39 第二項の規定による残余財産の分配は行かない。

40 第二項の規定により旧センターが解散した場合は、当該登記については、政令で定めることとする。

41 第二項の規定による残余財産の分配は行かない。

第五条 前二条に定めるもののほか、新センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第六条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十二年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一通関情報処理センターの項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第号)の一部を次のように改正する。

別表第一通關情報処理センターの項を削る。

(第七条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第号)の一部を次のように改正する。

別表第一通關情報処理センターの項を削る。

(第六条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第号)の一部を次のように改正する。

別表第一通關情報処理センターの項を削る。

(第七条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第号)の一部を次のように改正する。

別表第一通關情報処理センターの項を削る。

審査報告書

独立行政法人日本万国博覽会記念機構法案右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

第十四条 第二项においてなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の

平成十四年十一月二十六日

参議院議長 倉田 寛之殿

財政金融委員長 柳田 稔

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本万国博覧会記念協会を解散して独立行政法人日本万国博覧会記念機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、通関情報処理センター及び日本万国博覧会記念協会の独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分發揮されるよう、その運用に万全を期すること。

一、両独立行政法人の長の選任においては、当該分野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう十分配慮すること。その他の役員の選任についても同様とすること。

一、両独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、財務大臣は、両独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較ができる形で分かりやすく公表し、国民の

理解を得るよう努めること。

一、両独立行政法人への移行に当たっては、これまで維持してきた職員との雇用の安定を含むこととし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

右決議する。

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月十九日

衆議院議長 締貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

目次
独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案
独立行政法人日本万国博覧会記念機構法

第一章 総則(第一条～第五条)

第二章 役員及び職員(第六条～第九条)

第三章 業務等(第十条～第十五条)

第四章 雜則(第十六条～第十九条)

第五章 罰則(第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第

一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人日本万国博覧会記念機構(以下「機構」という。)は、人類の進歩と調和を

主題として開催された日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、これを緑に包まれた文化公園として整備し、その適切な運営を行うとともに

に、日本万国博覧会記念基金を設けてこれを管理する等の事業を行うことにより、日本万国博覧会の成功を記念することを目的とする。

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を大阪府に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第一条第六項及び第七項の規定により政府及び地方公共団体から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、財務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができます。

3 政府及び政令で定める地方公共団体は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、機構に出資することができる。

4 政府は、前項の規定により出資するときは、

3 地方又は建物その他の土地の定着物(次項において「土地等」という。)を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の

6 価額は、出資の日現在における時価を基準とし

て評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価は、出資の日現在における時価を基準とし、これに各種の文化的施設を設置するとともに、これらの施設を運営すること。

8 一 日本万国博覧会の跡地を緑地として整備し、これに各種の文化的施設を設置するとともに、これらの施設を運営すること。

は、政令で定める。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事一人以内を置くことができる。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

4 (役員の任期)

5 第八条 役員の任期は、二年とする。

6 (役員及び職員の地位)

7 第九条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

9 一 日本万国博覧会の跡地を緑地として整備し、これに各種の文化的施設を設置するとともに、これらの施設を運営すること。

10 一 日本万国博覧会記念基金を管理し、及び運

用すること並びにその運用により生ずる利子
その他の運用利益金(次条第二項において「運用利益金」という。)の一部をもって日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動又は国際相互理解の促進に資する活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。
(区分経理)

第十一條 機構は、次に掲げる業務¹とに經理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

二 前条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

三 機構は、前項第一号に掲げる業務に係る勘定

(次条第五項及び第十五項第五項において「第二号勘定」という。)から、運用利益金のうち前条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務の適切な運営を確保するために必要な経費の財源に充てるべき額として財務省令で定めるところにより算定した額を、前項第一号に掲げる業務に係る勘定(次条第一項及び第十五項第五項において「第一号勘定」という。)に繰り入れるものとする。

(積立金の処分)

第十二条 機構は、第一号勘定において、通則法第二十九条第一項第一号に規定する中期目標の期間(以下この条において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条规定本文又は第二項の規定による整理(以

下この項及び第五項において「整理」という。)を行った後、同条第一項の規定による積立金(以下この条において「積立金」という。)がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額に政令で定める割合を乗じて得た額を、それぞれ国庫及び機構に出資した地方公共団体(以下この項及び次項において「国庫等」という。)に納付しなければならない。

一 当該中期目標の期間(以下この項及び次項において「当該期間」という。)の直前の中期目標の期間(次号において「前期間」という。)の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金がなかつたとき 当該期間の最後の事業年度に係る整理を行つた後の積立金の額に相当する金額

二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行つた後積立金があった場合であつて、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行つた後の積立金の額に相当する金額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行つた後の積立金の額に相当する金額であるとき又は当該期間が最初の中期目標の期間であるときとする。

3 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ財務省の独立行政法人評議委員会の意見を聽かなければならぬ。

4 機構の最初の中期目標の期間については、第一項第一号中「なかつたとき」とあるのは、「なかつたとき又は当該期間が最初の中期目標の期間であるとき」とする。

5 機構は、第二号勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る整理を行つた後積立金があるときは、その額に相当する金額のうち財務大臣の認可を受けた金額を日本万国博覧会記念基金に組み入れることができる。

6 前各項に定めるものほか、債券に関する事項は、政令で定める。

7 前各項に定めるものほか、債券に関する必要事項は、政令で定める。

8 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。

9 機構は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評議委員会の意見を聽かなければならぬ。

10 (日本万国博覧会記念基金)

第十四条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。

第十五条 機構は、第十條に規定する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために日本万国博覧会記念基金(以下「基金」という。)を設け、附則第一条第十項の規定により基金に充

ない額に相当する金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、当該期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けるときは、その変後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

11 第十一条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務の財源に充てることができる。

12 財務大臣は、前項の規定による債券の債権者は、機構に係る整理を行つた後積立金の額に相当する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

13 機構は、財務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

14 前項の先取特權の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特權に次ぐものとする。

15 機構は、財務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

16 商法(明治三十一年法律第四十八号)第三百九条、第三百十一条及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

17 前各項に定めるものほか、債券に関する必要事項は、政令で定める。

18 機構は、第十條第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に必要な費用に充てるたる場合において、積立金の額に相当する金額から

19 同項の規定により国庫等に納付しなければならない。

てられたものとされた金額をもってこれに充てるものとする。

2 通則法第四十七条の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

3 基金は、取り崩してはならない。ただし、第十一条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務の遂行に著しい支障を来すおそれがある場合において、あらかじめ財務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

4 財務大臣は、前項ただし書の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評議委員会の意見を聽かなければならぬ。

5 機構は、第三項ただし書の規定により基金を取り崩したときは、その取り崩した額に相当する金額を第二号勘定から第一号勘定に繰り入れるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

(関係行政機関の長との協議等)

第十六条 財務大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による認可をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 財務大臣は、次の場合には、機構に出資した地方公共団体の長の意見を聞くものとする。

一 通則法第二十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 通則法第二十九条第一項の規定により中期

目標を定め、又は変更しようとするとき。

三 通則法第三十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

四 通則法第三十五条第一項の規定により所要の措置を講じようとするとき。

(主務大臣等)

第十七条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第十八条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第一百七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第十九条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(第五章 刑罰)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第十五条第二項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して基金を運用したとき。

四 第十五条第一項の規定により中期

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

第二条 日本国博覧会記念協会(以下この条において「協会」という)は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

二 機構の成立の際現に協会が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

三 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

四 協会の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、協会の解散の日の前日に終わるものとすは、政令で定める。

五 協会の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

六 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際旧基金に充てられている金額は、機構の設立に際し基金に充てられたものとする。

七 前項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

八 前項の評価委員その他の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

九 前項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際旧基金に充てられている金額は、機構の設立に際し基金に充てられたものとする。

十 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際旧基金に充てられている金額は、機構の設立に際し基金に充てられたものとする。

十一 第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

十二 第三条 日本国博覧会記念協会法は、廃止する。

(日本万国博覧会記念協会法の廃止)

十三条 第二項の規定により了承したところによれば、日本万国博覧会記念協会法は、廃止する。

(日本万国博覧会記念協会法の廃止)

十四条 前条の規定の施行前に旧協会法(第十四条)の規定によりした処分、手続その他

十項において「旧基金」という)に充てられている金額を除く)から負債の金額を差し引いた額に、承継の際における協会に対する地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。

十五項において「旧基金」という)に充てられている金額を除く)から負債の金額を差し引いた額に、承継の際における協会に対する地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。

十六項において「旧基金」という)に充てられている金額を除く)から負債の金額を差し引いた額に、承継の際における協会に対する地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。

十七項において「旧基金」という)に充てられている金額を除く)から負債の金額を差し引いた額に、承継の際における協会に対する地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。

十八項において「旧基金」という)に充てられている金額を除く)から負債の金額を差し引いた額に、承継の際における協会に対する地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。

十九項において「旧基金」という)に充てられている金額を除く)から負債の金額を差し引いた額に、承継の際における協会に対する地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。

二十項において「旧基金」という)に充てられている金額を除く)から負債の金額を差し引いた額に、承継の際における協会に対する地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。

二十一項において「旧基金」という)に充てられている金額を除く)から負債の金額を差し引いた額に、承継の際における協会に対する地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。

二十二項において「旧基金」という)に充てられている金額を除く)から負債の金額を差し引いた額に、承継の際における協会に対する地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。

二十三項において「旧基金」という)に充てられている金額を除く)から負債の金額を差し引いた額に、承継の際における協会に対する地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。

二十四項において「旧基金」という)に充てられている金額を除く)から負債の金額を差し引いた額に、承継の際における協会に対する地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。

二十五項において「旧基金」という)に充てられている金額を除く)から負債の金額を差し引いた額に、承継の際における協会に対する地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。

二十六項において「旧基金」という)に充てられている金額を除く)から負債の金額を差し引いた額に、承継の際における協会に対する地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。

二十七項において「旧基金」という)に充てられている金額を除く)から負債の金額を差し引いた額に、承継の際における協会に対する地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。

二十八項において「旧基金」という)に充てられている金額を除く)から負債の金額を差し引いた額に、承継の際における協会に対する地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。

二十九項において「旧基金」という)に充てられている金額を除く)から負債の金額を差し引いた額に、承継の際における協会に対する地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。

三十項において「旧基金」という)に充てられている金額を除く)から負債の金額を差し引いた額に、承継の際における協会に対する地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。

三十一項において「旧基金」という)に充てられている金額を除く)から負債の金額を差し引いた額に、承継の際における協会に対する地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。

三十二項において「旧基金」という)に充てられている金額を除く)から負債の金額を差し引いた額に、承継の際における協会に対する地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。

三十三項において「旧基金」という)に充てられている金額を除く)から負債の金額を差し引いた額に、承継の際における協会に対する地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。

三十四項において「旧基金」という)に充てられている金額を除く)から負債の金額を差し引いた額に、承継の際における協会に対する地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。

の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 附則第三条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条、第四条及び前条に定めるもののはか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第七条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一日本万国博覧会記念協会の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

別表日本万国博覧会記念協会の項を削る。

審査報告書

知的財産基本法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十一月二十六日

経済産業委員長 田浦 直

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況に鑑み、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、その推進に必要な体制を整備しようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に必要を要しない。

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、「知的財産立国」実現に向けた知的財産戦略を具体化する推進計画を早急に策定するとともに、本法により内閣に設置される知的財産戦略本部がその実現に向けた諸施策を一體的かつ集中的に推進できるよう体制整備を行うこと。

二、海外における知的財産権の侵害によって我が國産業が甚大な損害を被っている現状に鑑み、知的財産制度の普及・拡充や模倣品・海賊版対策に我が国がアジア地域において中心的な役割を担うよう積極的に取り組むとともに、製造国等に対する直接または国際機関を通じた働きかけを行うこと。

三、右決議する。

二、知的財産の創造が、人間の精神活動によるものであることに鑑み、著作者・発明者を含む知的創造者個人について企業との実質的な公

平が図られるよう施策を検討すること。
るため、特許庁審査官の大幅な増員、外部調査機関の整備・拡充、外部人材の活用等を含めた審査体制の整備強化に最大限努めるとともに、出願人のトータルとしての経済的負担が権利化手続の障害とならないよう配慮すること。

四、知的財産の的確かつ迅速な保護が図られるよう、地方裁判所や高等裁判所における知的財産に係る訴訟を専門的に処理するための体制の一層の強化、侵害訴訟業務などの実績を踏まえての訴訟代理権の更なる拡大の検討を含めた弁理士の積極的活用等訴訟手続の充実を図るとともに、裁判外紛争処理制度の充実により、地域の利便性にも配慮した的確かつ迅速な知的財産の保護ができる環境の整備に努めること。

五、知的財産に係る人材育成について、「知的財産のための専門職大学院構想の関連において、弁理士をはじめ知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のため」に早急に具体的な検討を行うこと。

六、海外における知的財産権の侵害によって我が國産業が甚大な損害を被っている現状に鑑み、知的財産制度の普及・拡充や模倣品・海賊版対策に我が国がアジア地域において中心的な役割を担うよう積極的に取り組むとともに、製造国等に対する直接または国際機関を通じた働きかけを行うこと。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月十四日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

知的財産基本法案

目次

第一章 総則(第一条 第十一条)

第二章 基本的施策(第十二条 第二十一条)
第三章 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(第二十三条)

第四章 知的財産戦略本部(第二十四条 第二十三条)

附則
第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況に鑑み、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の

創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解説がされた自然の法則又は現象であつて、産業上の利用可能性があるものを含む)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をい

3 この法律で「大学等」とは、大学及び高等専門学校、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。

第七条第三項において同じ)、大学共同利用機関(国立学校設置法(昭和二十四年法律第二百五十号)第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関をいう。第七条第三項において同じ)、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ)であつて試験研究に関する業務を行つもの、特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。第三十条第一項

において同じ)であつて研究開発を目的とするもの並びに国及び地方公共団体の試験研究機関をいう。

(国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造) 第三条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、創造力の豊かな人材が育成され、その創造力が十分に發揮され、技術革新の進展にも対応した知的財産の国内及び国外における迅速かつ適正な保護が図られ、並びに経済社会において知的財産が積極的に活用されつつ、その価値が最大限に發揮されるために必要な環境の整備を行うことにより、広く国民が知識的財産の恵沢を享受できる社会を実現するとともに、将来にわたり新たな知的財産の創造がなされる基盤を確立し、もって国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造に寄与するものとなることを旨として、行われなければならない。

(我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展) 第四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、創造性のある研究及び開発の成果の円滑な企業化を図り、知的財産を基軸とする新たな事業分野の開拓並びに経営の革新及び創業を促進することにより、我が国産業の技術力の強化及び活力の再生、地域における経済の活性化、並びに就業機会の増大をもたらし、もって我が国産業の国際競争力の強化及び内外の経済的環境の変化に的確に対応した我が国産業の持続的な発展に寄与するものとなることを旨として、行われなければならない。

(国の責務) 第五条 国は、前二条に規定する知的財産の創

造、保護及び活用に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務) 第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に關し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携の強化) 第九条 国は、国、地方公共団体、大学等及び事業者は、発明者その他の創造的活動を行う者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、発明者その他の創造的活動を行う者の適切な処遇の確保に努めるものとする。

(大学等の責務) 第七条 大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

2 大学等は、研究者及び技術者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者及び技術者の適切な待遇の確保並びに研究施設の整備及び充実に努めるものとする。

(競争促進への配慮)

3 国及び地方公共団体は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策であつて、大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関に係るものとしを策定し、並びにこれを実施するに当たっては、その公正な利用及び公認並びに研究施設の整備及び充実に努めるものとする。

(法制上の措置等) 第十条 知的財産の保護及び活用に関する施策を推進するに当たっては、その公正な利用及び公共の利益の確保に留意するとともに、公正かつ自由な競争の促進が図られるよう配慮するものとする。

第十一条 政府は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(事業者の責務) 第十二条 基本的施策

第十二条 国は、大学等における付加価値の高い知的財産の創造が我が国の経済社会の持続的な発展の源泉であることにかんがみ、科学技術基

本法(平成七年法律第二百三十号)第二条に規定する科学技術の振興に関する方針に配慮しつつ、創造力の豊かな研究者の確保及び養成、研究施設等の整備並びに研究開発に係る資金の効果的な使用その他研究開発の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(研究成果の移転の促進等)

第十三条 国は、大学等における研究成果が新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上等に有用であることにかんがみ、大学等において当該研究成果の適切な管理及び事業者への円滑な移転が行われるよう、大学等における知的財産に関する専門的知識を有する人材を活用した体制の整備、知的財産権に係る設定の登録その他の手続の改善、市場等に関する調査研究及び情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利の付与の迅速化等)

第十四条 国は、発明、植物の新品种、意匠、商標その他の国の登録により権利が発生する知的財産について、早期に権利を確定することにより事業者が事業活動の円滑な実施を図ることが可能とする審査体制の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策を講ずるに当たり、その実効的な遂行を確保する観点から、事業者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

(訴訟手続の充実及び迅速化等)

第十五条 国は、経済社会における知的財産の活用の進展に伴い、知的財産権の保護に関し司法の果たすべき役割がより重要となることにつき、がみ、知的財産権に関する事件について、訴訟

手続の一層の充実及び迅速化、裁判所の専門的な処理体制の整備並びに裁判外における紛争処理制度の拡充を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(権利侵害への措置等)

第十六条 国は、国内市場における知的財産権の侵害及び知的財産権を侵害する物品の輸入について、事業者は事業者団体その他関係団体との緊密な連携協力体制の下、知的財産権を侵害する事犯の取締り、権利を侵害する物品の没収その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、本邦の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は日本の国籍を有する者(「本邦法人等」という。次条において同じ。)の有する知的財産が外国において適正に保護されない場合には、当該外国政府、国際機関及び関係団体と状況に応じて連携を図りつつ、知的財産に関する条約に定める権利の的確な行使その他必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な制度の構築等)

第十七条 国は、知的財産に関する国際機関その他他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各政府と共同して国際的に整合のとれた知的財産に係る制度の構築に努めるとともに、知的財産の保護に関する制度の整備が十分に行われていなければ地域において、本邦法人等が迅速かつ確実に知的財産権の取得又は行使をすることができる環境が整備されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策を講ずるに当たっては、中小企業が我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、個人による創業及び事業意欲のある中小企業者による新事業の開拓に対する特別の配慮がなされなければならない。

(情報の提供)

第十八条 国は、生命科学その他技術革新の進展が著しい分野における研究開発の有用な成果を

手続の一層の充実及び迅速化、裁判所の専門的な処理体制の整備並びに裁判外における紛争処理制度の拡充を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(権利侵害への措置等)

第十六条 国は、国内市場における知的財産権の侵害及び知的財産権を侵害する物品の輸入について、事業者は事業者団体その他関係団体との緊密な連携協力体制の下、知的財産権を侵害する事犯の取締り、権利を侵害する物品の没収その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、インターネットの普及その他社会経済情勢の変化に伴う知的財産の利用方法の多様化に的確に対応した知的財産権の適正な保護が図られるよう、権利の内容の見直し、事業者の技術的保護手段の開発及び利用に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

他必要な施策を講ずるものとする。

(事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備)

第十九条 国は、事業者が知的財産を活用した新たな事業の創出及び当該事業の円滑な実施を図ることができるよう、知的財産の適正な評価方法の確立、事業者に参考となるべき経営上の指針の策定その他の事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策を講ずるに当たっては、中小企業が我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、個人による創業及び事業意欲のある中小企業者による新事業の開拓に対する特別の配慮がなされなければならない。

(情報の提供)

第二十条 国は、知的財産に関する内外の動向の調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、知的財産に関するデータベースの整備を図り、事業者、大学等その他

知的財産権として迅速かつ適正に保護することにより、活発な起業化等を通じて新たな事業の創出が期待されることにかんがみ、適正に保護するべき権利の範囲に関する検討の結果を踏まえつづ、法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(教育の振興等)

第二十一条 国は、国民が広く知的財産に対する理解と関心を深めることにより、知的財産権が尊重される社会を実現できるよう、知的財産に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知的財産に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、知的財産戦略本部は、この章の定めるところにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(以下「推進計画」という。)を作成しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 知的財産の創造、保護及び活用のためには府が集中的かつ計画的に講ずべき施策に関する基本的な方針

二 知的財産の創造、保護及び活用に関する政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策

三 知的財産に関する教育の振興及び人材の確保等に関し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策

四 前各号に定めるものほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を政府が集中的かつ計画的に推進するため必要な事項	3 推進計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
5 知的財産戦略本部は、第一項の規定により推進計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。	4 知的財産戦略本部は、第一項の規定により推進計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
6 知的財産戦略本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。	5 知的財産戦略本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
7 第四項の規定は、推進計画の変更について準用する。	7 第四項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第四章 知的財産戦略本部	(設置)	第二十一条 本部は、知的財産戦略本部長、知的財産戦略副本部長及び知的財産戦略本部員をもって組織する。
第二十四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部(以下「本部」という。)を置く。	(所掌事務)	第二十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。		1 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣
一 推進計画を作成し、並びにその実施を推進		2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

第三十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地	(資料の提出その他の協力)	第三十一条 本部に係る事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。
第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地	(資料の提出その他の協力)	第三十二条 本部に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とする。
第三十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。	(所掌事務)	第三十三条 この法律に定めるものほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。
一 推進計画を作成し、並びにその実施を推進		第三十四条 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

投票者氏名 提出、衆議院送付)	日程第一 郵便法の一部を改正する法律案(内閣 賛成者氏名 一二三三名)
阿南 一成君	阿部 正俊君
愛知 治郎君	青木 幹雄君
荒井 正吾君	有馬 朗人君
有村 治子君	井上 吉天君
泉 信也君	市川 一朗君
入澤 肇君	岩井 國臣君
岩城 光英君	岩永 浩美君
上野 公成君	魚住 汎英君
小野 清子君	尾辻 秀久君
大島 廉久君	太田 豊秋君
大野 つや子君	加治屋義人君
扇 千景君	加納 時男君
加藤 紀文君	景山俊太郎君
狩野 安君	金田 勝年君
柏村 武昭君	河本 英典君
鶴井 郁夫君	岸 宏一君
木村 仁君	久世 公堯君
北岡 秀一君	国井 正幸君
沓掛 哲男君	小斎平敏文君
小泉 顯雄君	後藤 博子君
小林 温君	佐藤 昭郎君
鴻池 祥肇君	斎藤 剛君
佐々木知子君	近藤 剛君
佐藤 泰三君	佐藤 昭郎君
斎藤 泰三君	清水嘉与子君
十郎君	鈴木 政二君
昭子君	椎名 一保君
達雄君	
孝雄君	
山東	
清水	
陣内	

官 報 (号 外)

平成十四年十一月二十七日 参議院会議録第九号

投票者氏名

世耕	田浦	田村	伊達	常田	段本	武見	伊達	田浦	田中	田村耕太郎君	田中直紀君
弘成	直君	公平君	忠一君	敬三君	幸男君	幸男君	敬三君	弘成	裕君	裕君	裕君
									竹山	秀善君	秀善君
									月原	茂皓君	茂皓君
									鶴保	庸介君	庸介君
									中島	啓雄君	啓雄君
									仲道	俊哉君	俊哉君
									西銘順志郎君	西銘順志郎君	西銘順志郎君
									野沢	太三君	太三君
									南野知恵子君	南野知恵子君	南野知恵子君
									藤井	英輔君	英輔君
									日出	基之君	基之君
									服部	三男雄君	三男雄君
									三藏君	賢二君	賢二君
									松谷	一郎君	一郎君
									真鍋	顯正君	顯正君
									松村	龍二君	龍二君
									溝手	博之君	博之君
									森下	恒雄君	恒雄君
									山内	俊夫君	俊夫君
									山崎	正昭君	正昭君
									吉田	善彦君	善彦君
									若林	博美君	博美君
									伊藤	正俊君	正俊君
									今泉	浅尾慶一郎君	浅尾慶一郎君
									海野	基隆君	基隆君
									孟紀君	徵君	徵君
									朝日	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君
									池口	岩本	脇
									五月君	五月君	五月君

大塚	小川	勝木	勝也君	耕平君
川橋	北澤	佐藤	幸子君	俊美君
佐藤	小宮山洋子君	泰介君		
高橋	櫻葉賀津也君	雄平君		
谷林	千秋君	正昭君		
角田	えなこ君	義一君		
直嶋	正行君	羽田雄一郎君		
平田	健二君	藤原正司君		
福山	哲郎君	松井孝治君		
藤原	隆治君	和田ひろ子君		
柳田	稔君	満治君		
山根		魚住裕一郎君		
風間		木庭健太郎君		
日笠	白浜	浜田卓二郎君		
鶴岡	一良君	潤一君		
福本				

岡崎トミ子君 小川 敏夫君 神本美恵子君
木俣 佳丈君 小林 元君 松 與石 東君
佐藤 道夫君 斎藤 勲君 高嶋 良充君
谷 博之君 千葉 景子君 内藤 正光君
辻 泰弘君 信田 邦雄君 長谷川 清君
内藤 正光君 信田 邦雄君 広中和歌子君
藤井 俊男君 本田 良一君 円 より子君
篠瀬 進君 山下八洲夫君 山本 孝史君
荒木 清寛君 若林 秀樹君 加藤 修一君
加藤 修一君 遠山 清彦君 草川 昭三君
浜四津敏子君 弘友 和夫君 松 あきら君

阿南一成君 愛知治郎君・正吉君
荒井有村泉入澤岩城上野公成君
鈴木惟名一保君・勝嗣君政二君
関谷清水嘉与子君・直經君

官 報 (号 外)

平成十四年十一月二十七日

參議院會議錄第九號

投票者氏名

小宮山洋子君 佐藤 泰介君
佐藤 雄平君 棟葉賀津也君
高橋 千秋君
谷林 正昭君
角田 義一君
直嶋 正行君
羽田雄一郎君
平田 健二君
福山 哲郎君
藤原 正司君
松井 孝治君
柳田 稔君
山根 隆治君
和田ひろ子君
薬科 満治君
魚住裕一郎君
風間 親君
木庭健太郎君
白浜 一良君
鶴岡 洋君
福本 潤一君
森本 晃司君
浜田卓二郎君
日笠 勝之君
岩本 荘太君
山下 宗一君
山本 保君
西川きよし君

奥石	東君	佐藤	道夫君
齊藤	良充君	谷	博之君
高嶋	勤君	千葉	景子君
辻	泰弘君	内藤	正光君
田中	邦雄君	信田	長谷川 清君
長谷川	清君	本田	良一君
廣中	和歌子君	藤井	俊男君
和歌子	君	円	より子君
篠瀬	進君	山下	八洲夫君
山本	孝史君	山本	孝史君
若林	秀樹君	草川	昭三君
荒木	清實君	加藤	修二君
沢	たまき君	沢	たまき君
続	訓弘君	遠山	清彦君
渡辺	孝男君	松	あきら君
高橋	紀世子君	山口	那津男君
松岡	滿壽男君	浜四津敏子君	弘友 和夫君

反対者氏名	三二名	大田 昌秀君	渕上 貞雄君	本岡 紗子君
井上 哲士君	井上 美代君	福島 雅子君	又市 瑞穂君	大脳 雅子君
池田 幹幸君	市田 忠義君	田嶋 征治君	陽子君	福島 又市
岩佐 恵美君	大沢 辰美君	小泉 紙	小池 晃君	中村
富樫 練二君	西山登紀子君	宮本 小泉	大門実紀史君	吉川
煙野 君枝君	八田ひろ子君	吉川 烟野	吉岡 吉典君	島袋
林 紀子君	筆坂 秀世君	岳志君	大江 康弘君	田村
宮本 宗康君	田名部匡省君	春子君	西岡 武夫君	平野
吉川 順昭君	西岡	貞夫君	平野 達里君	広野
島袋	森 ゆうこ君	渡辺 秀央君	森 ゆうこ君	ただし君
宮本	黒岩 宇洋君	中村 敦大君	阿部 正俊君	阿南 一成君
吉川				阿南 一成君
島袋				愛知 治郎君
宮本				荒井 正吾君
吉川				有村 治子君
島袋				泉 信也君
宮本				入澤 敦君
吉川				岩井 國臣君

日程第五 独立行政法人農業技術研究機構法の
部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
一四三名

岩城 光英 上野 公成 小野 清子 大島 慶久 大野つや子 扇 千景 加藤 紀文 狩野 安 柏村 武昭 金田 勝年 河本 英典 河本 宏二 岸 宏二 久世 公堯 国井 正幸 小斎平敏文 後藤 博子 近藤 昭郎 佐藤 滋宣 桜井 新 関谷 政三 鈴木 一保 鈴木 政三 桜井 清水嘉与子 植名 月原 茂皓 田中 直紀 田村耕太郎 中島 啓雄 鶴保 康介 中島 弘文 中曾根

岩永 魚住 尾辻 浩美君
大仁田 汎英君 加納 人君
太田 豊秋君 景俊太郎君
木村 片山虎之助君
龜井 郁都君 北岡 秀二君
小林 仁寿君 沢掛 哲男君
鴻池 祥鑑君 小泉 顯雄君
佐藤 斎藤 泰三君
佐々木知子君 十朗君
伊達 昭子君 世耕 清水
田浦 陣内 佐藤 泰平君
田村 達雄君 幸文君
伊達 孝雄君 幸義君
忠一君 弘成君 義義君
直君 敬三君 義義君
常田 幸文君 義義君
段本 幸文君 義義君
武見 幸文君 義義君
中原 真人君 義義君
中島 義義君 義義君
川中 義義君 義義君
爽君 義義君 義義君

官 報 (号 外)

西銘順志郎君	仲道	俊哉君
南野知恵子君	野沢	太三君
服部三男雄君	日出	英輔君
藤井 基之君	藤井	
真鍋 賢二君	真鍋	
松谷蒼一郎君	松谷	
松村 龍二君	松村	
溝手 要正君	溝手	
森下 博之君	森下	
森元 恒雄君	森元	
山内 俊夫君	山内	
山崎 正昭君	山崎	
吉田 善彦君	吉田	
若林 博美君	若林	
荒木 清寛君	荒木	
加藤 修一君	加藤	
草川 昭三君	草川	
遠山 清彦君	遠山	
沢 たまき君	沢	
訓弘君	統	
和夫君	弘友	
あきら君	松	
山口那津男君	浜四津敏子君	
山本 香苗君	山本	
孝男君	渡辺	
きよし君	西川	
昌秀君	大田	

西田 吉宏君
野上浩太郎君
福島啓史郎君
橋本 聖子君
林 芳正君
保坂 三蔵君
舛添 要一君
松田 岩夫君
三浦 一水君
宮崎 秀樹君
森田 次夫君
山崎 裕君
森山 力君
山下 英利君
山本 一太君
吉村剛太郎君
脇 雅史君
魚住裕一郎君
風間 祥君
木庭健太郎君
白浜 一良君
鶴岡 洋君
浜田卓二郎君
日笠 勝之君
福本 潤一君
森本 晃司君
山下 栄一君
山本 保君
福島 瑞穂君
高橋紀世子君
大脳 雅子君
福島 瑞穂君

反对者氏名	浅尾慶一郎君	田嶋 陽子君
伊藤 基隆君	今泉 昭君	
小川 敏夫君	海野 徹君	
江本 孟紀君		
岡崎トミ子君		
木俣 佳丈君		
小林 元君		
奥石 東君		
佐藤 道夫君		
齋藤 劲君		
高嶋 良充君		
谷 博之君		
千葉 景子君		
辻 泰弘君		
内藤 正光君		
信田 邦雄君		
長谷川 清君		
広中和歌子君		
藤井 俊男君		
本田 良一君		
円 より子君		
篠瀬 進君		
山下八洲夫君		
山本 孝史君		
若林 秀樹君		

又市	朝日	俊弘君
池口	修次君	
岩本	司君	
江田	五月君	
小川	勝也君	
大塚	耕平君	
勝木	健司君	
川橋	幸子君	
北澤	俊美君	
佐藤	泰介君	
小宮山	洋子君	
桙葉賀津也君		
佐藤	雄平君	
高橋	千秋君	
谷林	正昭君	
角田	義一君	
直嶋	正行君	
羽田雄	一郎君	
平田	健二君	
峰崎	哲郎君	
松井	正司君	
藤原	正司君	
柳田	稔君	
山根	隆治君	
和田	ひろ子君	
薬科	滿治君	

井上 美代君
市田 忠義君
大沢 辰美君
小池 晃君
西山登紀子君
八田ひろ子君
大門美紀史君
筆坂 秀世君
吉岡 吉典君
岩本 荘太君
島袋 宗康君
田村 秀昭君
平野 貞夫君
森 ゆうこ君
廣野ただしき君
大渕 絹子君
中村 敦夫君
阿部 正俊君
青木 幹雄君
有馬 朗人君
井上 吉夫君
市川 一朗君
岩井 國臣君
魚住 浩美君
尾辻 秀久君
大仁田 厚君

大野つや子君
扇 紹文君
加藤 安君
狩野 千景君
柏村 紀文君
河本 英典君
金田 勝年君
岸 武昭君
久世 宏一君
国井 公堯君
小斎平敏文君
後藤 博子君
近藤 別君
佐藤 昭郎君
斎藤 滋宣君
桜井 新君
清水嘉与子君
椎名 一保君
鈴木 政二君
関谷 勝嗣君
田中 直紀君
田村耕太郎君
竹山 裕君
谷川 秀善君
中島 啓雄君
鶴保 康介君
中曾根 弘文君
仲道 俊哉君
西銘順志郎君
野沢 太三君
南野知恵子君

橋本	聖子君	太田	加治屋義人君	片山虎之助君	景山俊太郎君	龜井 郁夫君	木村 仁君	北岡 秀二君	沓掛 哲明君	小泉 顯雄君	小林 温君	鴻池 祥慶君	佐々木知子君	斎藤 泰三君	山東 10朗君	佐藤 昭子君	田浦 達雄君	清水 孝雄君	田中 駿三君	武見 忠一君	伊達 公平君	段本 弘成君	西田 義雄君	中川 真人君	中原 爽君	野間 吉宏君	西田 野上浩太郎君	橋本 越君
----	-----	----	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-----------	-------

官 報 (号 外)

平成十四年十一月二十七日

參議院會議錄第九号

投票者氏名

反対者氏名

羽田 雄一郎君	平田 健二君	福山 哲郎君
長谷川 清君	広中和歌子君	藤原 正司君
藤井 俊男君	本田 良一君	松井 孝治君
篠瀬 進君	円 より子君	峰崎 直樹君
山下八洲夫君	山本 孝史君	柳田 榎君
若林 秀樹君	荒木 清寛君	山根 隆治君
草川 昭三君	加藤 修一君	和田ひろ子君
遠山 統	浜四津敏子君	薬科 満治君
松 あきら君	浜田卓一郎君	魚住裕一郎君
弘友 和夫君	白浜 一良君	風間 相君
山下 栄一君	木庭健太郎君	鶴岡 洋君
山本 保君	日笠 勝之君	福本 潤一君
島袋 宗康君	山本 香苗君	山口那津男君
大脇 雅子君	渡辺 孝男君	田嶋 利吉君
福島 瑞穂君	西川きよし君	市田 忠義君
又市 征治君	大田 昌秀君	大沢 辰美君
本岡 昭次君	渕上 貞雄君	小池 晃君
井上 哲士君	田嶋 陽子君	
岩佐 幹幸君		
紙 智子君		

(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
一九八名

大門実紀史君 西山登紀子君 八田ひろ子君 筆坂秀世君 吉岡吉典君 岩本莊太君 田名部匡省君 高橋紀世子君 平野貞夫君 広野ただし君 森ゆうじ君 大渕絹子君 中村敦夫君

岸	金田 勝年君
河本	英典君
久世	公堯君
国井	正幸君
小斎平敏	文君
後藤	博子君
近藤	剛君
佐藤	昭郎君
斎藤	滋宣君
桜井	新君
清水嘉子	子君
椎名	一保君
鈴木	政三君
関谷	勝嗣君
田中	直紀君
田村耕太郎君	
竹山	裕君
谷川	秀善君
月原	茂皓君
鶴保	庸介君
中島	啓雄君
中曾根弘文君	
仲道	俊哉君
西銘順志郎君	
野沢	太三君
南野知恵子君	
服部三男雄君	
日出	英輔君
藤井	基之君
真鍋	賢二君
松谷倉一郎君	

反对者氏名

三五名

田村	平野 貞夫君
大江	秀昭君
康弘君	
廣野	ただし君
渡辺	秀央君
大田	昌秀君
渕上	貞雄君
中村	敦夫君
阿南	一成君
愛知	治郎君
荒井	正吾君
有村	治子君
泉	信也君
入澤	肇君
岩城	光英君
上野	公成君
小野	清子君
大島	慶久君
大野	つや子君
扇	千景君
加藤	紀文君
狩野	安君
柏村	武昭君
金田	英典君
河本	勝年君
岸	宏一君
久世	公堯君

日程第九 電子情報処理組織による移動手続のと
例等に関する法律の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
一〇一一名

田名部同省君
西岡 武夫君
平野 達男君
森 ゆうじ君
大脇 雅子君
福島 瑞穂君
又市 征治君

る税関手続の特
る法律案(内閣
二〇一名

阿部 正俊君
青木 幹雄君
有馬 朗人君
井上 吉天君
市川 一朗君
岩井 國臣君
岩永 浩美君
魚住 汎英君
尾辻 秀久君
大仁田 厚君
太田 豊秋君
加治屋義人君
加納 時男君
景山俊太郎君
片山虎之助君
木村 仁君
龜井 郁夫君
北岡 秀二五君
沓掛 哲男君

小斎平敏文君 後藤 博子君
近藤 昭郎君 剛君
斎藤 滋宣君
佐藤 一保君 鈴木 政二君
清水嘉与子君 関谷 勝嗣君
椎名 田中 直紀君 田村耕太郎君
鈴木 田中 直紀君 竹山 裕君
谷川 秀善君 月原 茂皓君
鶴保 康介君 中島 啓雄君
中島 啓雄君 中曾根弘文君
仲道 俊哉君 西鉄順志郎君
野沢 太三君 南野知恵子君
服部三男雄君 松谷蒼
藤井 基之君 日出 英輔君
真鍋 賢二君 松村 龍二君
溝手 顯正君 森下 博之君
森元 恒雄君

小泉 鴻池 小林 斎藤 佐々木知子君 佐藤 佐々木知子君
顯雄君 様聲君 温君 水林 清水 陣内 田浦 田村 伊達 武見 段本 常田 中川 中島 西田 野上浩太郎君
次夫君 森山 宮崎 三浦 一水君 热君 真人君 義雄君 幸男君 享詳君 敬三君 忠一君 公平君 直君 弘成君 孝雄君 達雄君 昭子君 泰三君 十朗君
裕君 桥本 林 福島啓史郎君 保坂 三藏君 外添 要一君 芳正君 聖子君 起君 吉宏君 爽君 荒井君 岩夫君
秀樹君 次夫君 森山 宫崎 三浦 一水君 热君 真人君 義雄君 幸男君 享詳君 敬三君 忠一君 公平君 直君 弘成君 孝雄君 達雄君 昭子君 泰三君 十朗君

官 報 (号 外)

平成十四年十一月二十七日

參議院會議錄第九号

投票者氏名

加藤 修一君
草川 昭三君
沢 たまき君
遠山 清彦君
統 訓弘君
浜四津敏子君
松 あきら君
弘友 和夫君
山口那津男君
山本 香苗君
渡辺 孝男君
西川きよし君
福島 瑞穂君
伊藤 基隆君
又市 征治君
今泉 昭君
海野 徹君
江本 孟紀君
小川 敏夫君
岡崎トミ子君
木俣 佳丈君
神本美恵子君
齋藤 元君
佐藤 東君
高嶋 道夫君
谷 博之君
良充君 勁君

風間	木庭健太郎君	昶君
白浜	一良君	
鶴岡	洋君	
浜田卓二郎君		
日笠	勝之君	
福本	潤一君	
森本	晃司君	
山下	栄一君	
山本	保君	
高橋紀世子君		
大田	昌秀君	
渕上	貞雄君	
大淵	絹子君	
江田	五月君	
小川	勝也君	
大塚	耕平君	
勝木	健司君	
川橋	幸子君	
佐藤	泰介君	
佐藤	雄平君	
小宮山洋子君		
北澤	俊美君	
高橋	千秋君	
谷林	棟葉賀津也君	
正昭君		

辻 千葉 景子君
内藤 泰弘君
信田 正光君
長谷川 清君
藤井 邦雄君
本田 広中和歌子君
円 築瀬 進君
山下良一君
八洲夫君
山本 孝史君
若林 秀樹君
井上 哲士君
池田 幹幸君
岩佐 恵美君
紙 小泉 智子君
高櫻 畑野 君枝君
林 宮本 紀子君
富樫 岳志君
煙野 荘太君
島袋 宗康君
岩本 秀昭君
田村 貞夫君
平野 渡辺
黒岩 秀央君
本岡 昭次君

角田 義一君
羽田雄一郎君
直嶋 正行君
福山 哲郎君
藤原 正司君
松井 孝治君
峰崎 直樹君
柳田 稔君
山根 隆治君
和田ひろ子君
薬科 満治君
井上 美代君
市田 忠義君
大沢 辰美君
小池 晃君
大門実紀史君
西山登紀子君
八田ひろ子君
筆坂 秀世君
吉岡 吉典君
大江 康弘君
森 ゆうじ君
西岡 武夫君
田名部匡省君
平野 達男君
脳 大脳
中村 敦夫君

阿南	一成君	知的財産基本
愛知	治郎君	
荒井	正吾君	
有村	治子君	
泉	信也君	
入澤	肇君	
岩城	光英君	
上野	公成君	
小野	清子君	
大島	慶久君	
大野	つや子君	
扇	千景君	
加藤	紀文君	
狩野	安君	
柏村	武昭君	
金田	勝年君	
河本	英典君	
岸	宏君	
久世	公堯君	
國井	正幸君	
小斎	平敏文君	
佐藤	博子君	
近藤	剛君	
斎藤	滋宣君	
桜井	昭郎君	
鈴木	一保君	
椎名	子君	
清水	嘉与	

内閣提出、衆議	二四名	阿部 青木 有馬 朗人君	正俊君 幹雄君 一朗君 市川
世耕		岩井	吉夫君
陣内		井上	
清水		市川	
斎藤		一朗君	
佐藤		岩永	浩美君
佐々木		魚住	汎英君
小林		尾辻	秀久君
北岡		大仁田	厚君
木村		太田	豊秋君
鴻池		加納	時男君
祥肇君		木村	仁君
佐々木知子君		北岡	秀一君
温君		沓掛	哲男君
昭子君		小泉	顯雄君
泰三君		大林	
十朗君		鴻池	
達雄君		斎藤	
孝雄君		佐藤	
弘成君		山東	

田中	直紀	勝嗣	君	田村耕太郎	田村耕太郎	田中	関谷
谷川	秀善	君	裕君	竹山	月原	茂皓	君
鶴保	庸介	君	弘文	中曾根	弘文	君	中曾根
中島	啓雄	君	大	仲道	俊哉	君	鶴保
西銘順志郎	君	太三	君	野沢	南野	知惠子	君
日出	英輔	君	君	藤井	基之	君	南野
服部三男	雄君	君	君	真鍋	賢二	君	野沢
溝手	顯正	君	君	松谷蒼	一郎	君	太三
森下	博之	君	君	松村	龍二	君	君
森元	恒雄	君	君	山崎	正昭	君	君
山内	俊夫	君	君	正昭	君	君	君
山崎	善彦	君	君	吉田	博美	君	君
若林	正俊	君	君	浅尾慶一郎	君	君	君
伊藤	基隆	君	君	吉田	美君	君	君
今泉	昭君	君	君	孟紀君	君	君	君
海野	徹	君	君	江本	君	君	君

官 報 (号 外)

平成十四年十一月二十七日

參議院會議錄第九號

投票者氏名

反対者氏名

一九名

官 報 (号 外)

平成十四年十一月二十七日 参議院会議録第九号

第三種郵便物認可日
明治三十五年三月三十一

發行所
二東京一 番四都五 号港區一八四 財務省印刷局自
電話
03 (3587) 4294
定価
本体一部 配本料 送別三三〇円 円